

昭和五十一年通商産業省令第二十六号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則

石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、石油備蓄法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 石油の備蓄

第一節 石油備蓄目標（第六条）

第二節 石油ガス以外の石油の備蓄（第七条―第十九条）

第三節 石油ガスの備蓄（第二十条―第二十六条）

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等（第二十六条の二―第二十六条の九）

第四章 石油輸入業の登録等

第一節 石油輸入業の登録（第二十七条―第三十一条）

第二節 石油精製業等の届出（第三十二条―第三十四条）

第五章 国家備蓄石油（第三十四条の二）

第六章 勧告等（第三十四条の三―第三十四条の五）

第七章 雑則（第三十五条―第四十八条）

附則

第一章 総則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(指定石油製品)

第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める炭化水素油は、揮発油、灯油（ジェット燃料油を含む）、軽油及び重油とする。

(特定設備)

第三条 法第二条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

1日 の処理能力（キロリットル） $\parallel 0.019 \times R^2$

Rは、蒸留塔の、その中心線に垂直な面に属する内径のうち最大のものをセンチメートルで表した数値とする。

2 法第二条第四項の石油精製の用に供する設備であつて経済産業省令で定めるものは、石油改質設備及び石油分解設備であつて、次の各号に掲げるもの以外のものであるとする。

一 試験研究用のもの

二 改質油の全部が芳香族系炭化水素を抽出するための設備に直結する導管を通じて送油され、その大部分が芳香族系炭化水素として抽出されるもの

(石油販売業者)

第四条 法第二条第六項の経済産業省令で定める規模は、次のとおりとする。

一 原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては、消防法（昭和二十三年法律第八十八号）第九条の四に規定する指定数量

二 石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が五トン

三 前二号に掲げるもののほか、当該年度の販売予定量又は前年度の販売量のいずれか大きい数量が次に掲げる数量

イ 原油にあつては、千キロリットル

ロ 揮発油にあつては、二千四百キロリットル

ハ 灯油にあつては、六十キロリットル

ニ 軽油にあつては、千八百キロリットル

ホ 重油にあつては、百二十キロリットル

へ 石油ガスにあつては、三百六十トン

(特定石油販売業者)

第五条 法第二条第七項の経済産業省令で定める石油の年間の販売量は、二百五十万キロリットルとする。

2 法第二条第七項の経済産業省令で定める密接な関係は、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額（以下この条において「株式等」という。）を直接又は間接に保有している関係をいう。

3 前項の場合において、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式等の百分の五十以上の株式等を直接又は間接に保有しているかどうかの判定は、次に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該石油販売業者が所有（自己の名義をもつてするものに限る。以下この項において同じ。）する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合

二 出資関連法人（当該石油精製業者の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人であつて、その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されているものをいう。以下この号において同じ。）が所有する当該石油精製業者の株式等が当該石油精製業者の発行済株式等のうちに占める割合（当該出資関連法人が二以上ある場合には、それぞれにつき計算した割合の合計割合）

イ 当該石油販売業者

ロ その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が次に掲げる法人により所有されている法人

(1) 当該石油販売業者

(2) その発行済株式等の百分の五十以上の株式等が当該石油販売業者により所有されている法人

法人

第二章 石油の備蓄

第一節 石油備蓄目標

(石油備蓄目標)

第六条 法第四条第一項の石油備蓄目標は、毎年度の開始後遅滞なく定めるものとする。ただし、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため、当該年度の開始後遅滞なく、当該年度以降の五年間についての同条第二項各号に掲げる事項を定めることが困難であるときは、この限りでない。

第二節 石油ガス以外の石油の備蓄

(石油精製業者等)

第七条 法第五条第一項の石油精製業者、特定石油販売業者又は石油輸入業者のうち経済産業省令で定めるものは、それぞれ次のとおりとする。

一 石油精製業者 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の生産量が十万キロリットル以上であるもの

二 特定石油販売業者 届出月の直前の十二箇月の石油の販売量が二百五十万キロリットル以上であるもの

三 石油輸入業者 届出月の直前の十二箇月の石油の輸入実績を有するもの。この場合において、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第三号に規定する外国貨物である指定石油製品であつて、同法第二十九条に規定する保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機の燃料として当該船舶又は航空機に積み込むことを目的として代金の全部について決済を要しない貨物として輸入したもの（以下「特定石油製品」という。）の数量及び潤滑油、石油コークス、石油ろう等（以下「潤滑油等」という。）の製造の事業を行う者（以下「潤滑油等製造業者」という。）で石油精製業者以外のものの潤滑油等の製造のための原料として輸入した石油の数量は、届出月の直前の十二箇月の石油の輸入量に算入しないものとする。

四 前三号に掲げるもののほか、過去前三号のいずれかに該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油の量が法第五条第一項の規定により算定されているもの

(石油基準準備蓄量等の届出)

第八条 法第五条第一項の規定による届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出してしなければならない。

2 法第五条第一項の経済産業省令で定める事項は、石油精製業者にあつては第一号から第十号までに掲げる事項、特定石油販売業者にあつては第一号から第五号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項、石油輸入業者にあつては第一号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに掲げる事項とする。

一 届出月の前月の指定石油製品の生産量(石油精製業者等の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。)から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 国産原油を原料として届出月の前月中に製造した指定石油製品の数量

ロ 購入した指定石油製品を原料として届出月の前月中に製造した指定石油製品の数量

ハ その工場において燃料用、洗じよう用その他これらに準ずる用途に供するため届出月の前月中に消費した指定石油製品の数量

ニ 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものの数量を合計した数量

ホ 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

ヘ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて潤滑油等の製造のための原料として使用したもののうち製造した潤滑油等の数量に相当する原料として使用したものの数量及び当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

ト 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち石油化学製品(アンモニアを含む。以下同じ。)の製造の事業を行う者(以下「石油化学製品製造業者」という。)に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

チ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものの数量並びに当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量

リ 指定石油製品以外の物品の製造工程において届出月の前月中に副生された指定石油製品の数量(潤滑油等又は石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量(石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量については、当該石油化学製品の製造のための原料として使用した原油(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九十条の四第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。)、ナフサ、灯油及び軽油の数量に相当するものの数量に限る。)を除く。)

二 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が製造したものの(以下「特定生産製品」という。)を届出月の前月中に販売したものの数量に、特定生産製品のうち指定石油製品及び脱硫用水素等以外の物品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した指定石油製品の数量(当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合にあつては、当該副生された指定石油製品の数量を控除した数量。以下「特定生産使用量」

という。)を加算した数量(以下「特定生産販売等量」という。)から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定生産販売等量のうち国産原油を原料として製造された指定石油製品の数量に相当する数量

ロ 特定生産販売等量のうち輸出品と輸出を目的として販売した指定石油製品の数量とを合計した数量

ハ 特定生産販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

ニ 特定生産販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 特定生産販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ヘ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ト 特定生産販売等量のうち購入された指定石油製品を原料として製造された指定石油製品の数量

三 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が輸入したものの(以下「特定輸入製品」という。)を届出月の前月中に販売した品種別の数量(第二条に掲げる指定石油製品ごとの数量をいう。以下同じ。)に、特定輸入製品のうち指定石油製品及び脱硫用水素等以外の物品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した品種別の数量(当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合にあつては、当該副生された品種別の数量を控除した数量。以下「特定輸入使用量」という。)を加算した数量(以下「特定輸入販売等量」という。)から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定輸入販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量

ロ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量

ハ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

ニ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

四 自ら輸入した原油の届出月の前月の販売量に自ら輸入した原油のうち届出月の前月中に指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料以外のために使用した数量を加算した数量から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に石油精製業者等に対して販売した原油のうち石油精製業者等が指定石油製品の製造のために使用した数量

ロ 潤滑油等製造業者に潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に販売した原油の数量

- ハ 潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量
- 二 石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として届出月の前月中に販売した原油（第一号りに規定する原油に限る。以下この号において同じ。）の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された原油の数量のうち当該石油化学製品製造業者が指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料として使用したものの数量以外の数量を控除した数量
- ホ 石油化学製品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した原油の数量のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものの数量及び当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量
- 五 届出月の前月の指定石油製品の輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した指定石油製品の品種別の数量
- イ 届出月の前月中に輸入した特定石油製品の品種別の数量
- ロ 届出月の前月に輸入した指定石油製品のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量
- ハ 届出月の前月中に輸入した指定石油製品であつて潤滑油等の製造のための原料として使用した品種別の数量のうち製造される潤滑油等の数量に相当する原料として使用したものの品種別の数量及び当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの品種別の数量
- 二 届出月の前月中に輸入した指定石油製品のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量
- ホ 届出月の前月中に輸入した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものの数量並びに当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したものの数量
- 六 届出月の前月に製造した指定石油製品であつて特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に継続的に販売した指定石油製品のうち当該石油精製業者又は特定石油販売業者が販売したものの数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定生産使用量を加算した数量（以下「生産販売先販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量
- イ 生産販売先販売等量のうち国産原油を原料として製造した指定石油製品の数量
- ロ 生産販売先販売等量のうち輸油量と輸出を目的として販売された数量とを合計した数量
- ハ 生産販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量
- 二 生産販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量
- ホ 生産販売先販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量
- ヘ 生産販売先販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

- ト 生産販売先販売等量のうち購入した指定石油製品を原料として製造した指定石油製品の数量
- 七 届出月の前月に輸入した指定石油製品であつて特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に継続的に販売した指定石油製品のうち当該石油精製業者又は特定石油販売業者が販売したものの品種別の数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定輸入使用量を加算した数量（以下「輸入販売先販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量
- イ 輸入販売先販売等量のうち特定石油製品の品種別の数量
- ロ 輸入販売先販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量
- ハ 輸入販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量
- 二 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量
- ホ 輸入販売先販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量
- 八 次条第二項の経済産業大臣の認定に基づく石油基準準備蓄量の算定に際し参考とした事項
- 九 次条の規定に基づき算定される石油基準準備蓄量
- 十 第十二条第二項第二号に規定される原油をもつて指定石油製品に代える場合においては、その換算の方式
- （石油基準準備蓄量の算定）
- 第九条 法第五条第一項の石油基準準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者にあつては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第五条第一項の石油基準準備蓄量とする。
- 一 その者に係る前条第二項第一号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量
- 二 その者に係る前条第二項第二号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量
- 三 その者に係る前条第二項第三号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量
- 四 その者に係る前条第二項第四号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量
- 五 その者に係る前条第二項第五号に掲げる数量に七十を乗じて得られる数量
- 六 その者に係る前条第二項第六号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量
- 七 その者に係る前条第二項第七号に掲げる数量に十五を乗じて得られる数量
- 八 備蓄の増強のための石油の輸入その他経済産業大臣が適当と認めた場合には、石油精製業者等は、前項本文の規定により得られた数量を変更することができるものとする。
- 三 石油精製業者等は、前項の規定により第一項本文の規定により得られた数量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(我が国の石油の消費量の算定方法)

第十条 法第五条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油の消費量は、第一号から第四号までに掲げる数量を合計した数量から、第五号から第九号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

一 国産原油以外の原油を原料として届出月の直前の十二箇月中に製造された指定石油製品の数量

二 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸入量から特定石油製品の輸入量を控除した数量

三 輸入された原油のうち届出月の直前の十二箇月中に指定石油製品、潤滑油等又は石油化学製品の製造のための原料以外のために使用された数量

四 届出月の直前の十二箇月の開始の日に指定石油製品の製造、販売又は輸入の事業を行う者が保有していた指定石油製品の数量を合計した数量

五 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸出量から特定石油製品の輸出量を控除した数量

六 届出月の直前の十二箇月の終了の日に第四号に規定する者が保有していた指定石油製品の数量を合計した数量

七 第四号に規定する者が燃料用、洗じよう用その他これらに準ずる用途に供するため届出月の直前の十二箇月中に消費した指定石油製品の数量

八 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量

九 第五号から前号までに掲げるもののほか、指定石油製品の輸送、貯蔵等に伴って届出月の直前の十二箇月中に減少した指定石油製品の数量その他の第一号から第四号までに掲げる数量から控除することが適当と認められる指定石油製品の数量

(石油の保有の方法)

第十一条 法第六条第一項の規定による石油の保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

一 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十条第一項に規定する製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は同項ただし書の規定により所轄消防長若しくは消防署長の承認に係る場所

二 本邦内の船舶(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条に規定する海域を通過したことが衛星航法装置により認められ、かつ、我が国に陸揚げされることが確実なものに限る。第二十四条において同じ。)

三 貨車

四 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)第二条第二項に規定する石油パイプライン

(原油の数量の指定石油製品の数量への換算の方式)

第十二条 法第六条第二項前段の規定により原油をもって指定石油製品に代えることができる場合は、緊急時において石油基準備蓄量の石油を供給できる場合とする。

2 法第六条第二項後段に規定する換算の方式は、次のとおりとする。ただし、法第八条第二項の規定により確認を受けている二以上の石油精製業者等は、その指定石油製品に代えて保有した原油を合計した数量が次の各号の方式で換算された指定石油製品に代えることができる。

一 原油をもって石油精製業者等が製造した指定石油製品に代える場合においては、原油一キロリットルをもって指定石油製品〇・九五キロリットルに換算するものとする。

二 原油をもって石油精製業者等が輸入した指定石油製品に代える場合においては、緊急時において石油基準備蓄量の石油を供給できる範囲内で法第五条第一項により当該石油精製業者等が届け出た方式とする。

(石油基準備蓄量の減少の申請)

第十三条 法第七条第一項の申出をしようとする者は、様式第三による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(石油基準備蓄量の減少の承認の申請)

第十四条 法第八条第一項の承認を受けようとする者は、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、その石油基準備蓄量を増加することとなる他の石油精製業者等がその増加する石油の種類、数量及び増加する期間について同意していることを証する書類を添付しなければならない。

(取引関係)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する取引関係にある石油精製業者等(法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く。)は、同項の確認を受けることができるものとする。

一 当該二以上の石油精製業者等が石油(石油ガスを除く。以下この条において同じ。)の生産、販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行うこと。

二 二の石油精製業者等の場合において、一の石油精製業者等が他の石油精製業者等に継続的に石油を販売していること。

三 三以上の石油精製業者等の場合において、当該三以上の石油精製業者等が次のイからハまでのいずれかに規定する関係にあること。

イ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のものそれぞれに、継続的に石油を販売していること。

ロ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のものそれぞれから、継続的に石油を購入していること。

ハ 当該三以上の石油精製業者等が石油の供給に相互に密接な関係にある場合において、当該三以上の石油精製業者等のうち二以上の石油精製業者等が、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあり、かつ、当該三以上の石油精製業者等のうち当該二以上の石油精製業者等以外のものそれぞれと、直接又は間接に、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあること。

(確認の申出)

第十六条 法第八条第二項の確認を受けようとする者は、様式第五による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、各石油精製業者等の間の取引関係を証する書類その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

(取引関係の変更の届出等)

第十七条 法第八条第二項の規定による確認を受けている石油精製業者等の間の取引関係の変更があつたときは、当該石油精製業者等は、遅滞なく、様式第六による届出書を経済産業大臣に届けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該変更後の取引関係が第十五条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その届出をした石油精製業者等に、その旨の通知をするものとする。

第十八条 法第八条第二項の規定による確認を受けている石油精製業者等は、その確認を受けていないこととしようとするときは、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る確認を受けていないこととする予定年月日以後当該石油精製業者等は、当該確認を受けていないものとする。

(命令発動の要件)

第十九条 経済産業大臣は、法第九条第一項本文に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第二項の規定による命令をすることができるものとする。

一 連続する七回の第三十五条第二項第一号に規定する各測定日に係る同号に規定する平均石油保有量が石油基準備蓄量を下回つており、又は連続する七回の同号に規定する測定日の間に於いて石油保有量が石油基準備蓄量を下回つていない期間が割合以上を占めていること。

二 石油保有量が石油基準備蓄量を相当程度下回つていない場合において、当該石油精製業者等に係る石油の購入の計画、購入した石油の輸送の計画等を勘案し、相当と認められる期間内に法第六条第一項の規定に従つて石油を保有するにすることが困難であると認められること。

第三節 石油ガスの備蓄

第二十条 法第十条第一項の経済産業省令で定める者は次のとおりとする。

一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入実績を有するもの（経済産業大臣（国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。）を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、過去前号に該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油ガスの量が法第十条第一項の規定により算定されているもの（経済産業大臣（国家備蓄石油に係る事業を行う場合に限る。）を除く。）

（石油ガス基準備蓄量の届出）

第二十一条 法第十条第一項の規定による届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。

2 法第十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 届出月の前月の石油ガスの輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち輸出し、又は輸出することを目的として販売したものの数量を合計した数量

ロ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したものの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量

ハ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品の製造のための原料として使用したものの数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用した石油ガスの数量を控除した数量

ニ 次条第二項の経済産業大臣の認定に基づく石油ガス基準備蓄量の算定に際し参考とした事項

三 次条の規定に基づき算定される石油ガス基準備蓄量

（石油ガス基準備蓄量の算定）

第二十二条 法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の前条第二項第一号に掲げる数量を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除し、これに四十を乗じて得られる数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量とする。

2 備蓄の増強のための石油ガスの輸入その他経済産業大臣が適当と認めた場合には、石油ガス輸入業者は、前項本文の規定により得られた数量を変更することができるものとする。

3 石油ガス輸入業者は、前項の規定により第一項本文の規定により得られた数量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（我が国の石油ガスの輸入量の算定方法）

第二十三条 法第十条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油ガスの輸入量は、第一号及び第二号に掲げる数量を合計した数量から、第三号から第六号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量

二 届出月の直前の十二箇月の開始の月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならぬ石油ガスの数量を合計した数量

三 届出月の直前の十二箇月中に輸入した石油ガスのうち輸出した数量

四 届出月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならない石油ガスの数量を合計した数量

五 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用された石油ガスの数量

六 第三号から前号までに掲げるもののほか、石油ガスの輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した石油ガスの数量その他の第一号及び第二号に掲げる数量から控除するに相当と認められる石油ガスの数量

（石油ガスの保有の方法）

第二十四条 法第十一条第一項の規定による石油ガスの保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

一 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の製造の許可に係る事業所

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物

四 本邦内の船舶

五 貨車

（取引関係）

第二十五条 石油ガスの販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行う取引関係にある二以上の石油ガス輸入業者（法第十一条第二項において準用する法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く。）は同項の確認を受けることができるものとする。

（準用等）

第二十六条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条及び第十九条の規定は、石油ガス輸入業者に準用する。この場合において、第十三条の見出し、第十四条及び第十九条中「石油基準備蓄量」とあるのは「石油ガス基準備蓄量」と、第十三条中「法第七条第一項」とあるのは「法第十一条において準用する法第七条第一項」と、第十四条中「法第八条第一項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第八条第一項」と、同条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項及び第三項、第十八条並びに第十九条第二号中「石油精製業者等」とあるのは「石油ガス輸入業者」と、第十六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項中「法第八条第二項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第八条第二項」と、第十九条中「法第九条第一項本文」とあるのは「法第十二条第一項本文」と、同条第一号中「第三十五条第二項第一号」とあるのは「第三十五条第二項第二号」と、「平均石油保有量」とあるのは「平均石油ガス保有量」と、同条第二号中「石油」とあるのは「石油ガス」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第十一条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等

（災害時石油供給連携計画を作成する地域）

第二十六条の二 法第十三条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
第一地域	北海道
第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
第四地域	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県
第五地域	山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
第六地域	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
第七地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
第八地域	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
第九地域	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
第十地域	沖縄県

（特定石油精製業者等の要件等）

第二十六条の三 法第十三条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、権原に基づいて利用できる指定石油製品の貯蔵施設の貯蔵能力（複数の石油精製業者等がその権原に基づいて利用できる

指定石油製品の貯蔵施設にあつては、当該貯蔵施設の貯蔵能力を当該複数の石油精製業者等の数で除して得た貯蔵能力が、二千キロリットルであることとする。

2 法第十三条第一項の経済産業省令で定める要件は、第八条第二項第一号中「石油精製業者等の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」を「他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」と読み替えた場合に過去三年間において法第五条第一項の規定により経済産業大臣に届け出た各月の石油基準準備蓄量（第九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに係るものに限る。以下この項において同じ。）が、当該月の全ての石油精製業者等の石油基準準備蓄量を合計した数量のおおむね一パーセント以上であることとする。

（災害時石油供給連携計画の届出）

第二十六条の四 法第十三条第四項前段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の二による届出書を提出しなければならない。

2 法第十三条第四項後段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の三による届出書を提出してしなければならない。

（災害時石油供給連携計画の記載事項）

第二十六条の五 法第十三条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

二 法第二十九条の規定に基づき国家備蓄石油（指定石油製品に限る。以下この号において同じ。）の管理の委託を受けた特定石油精製業者等にあつては、当該国家備蓄石油を管理する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

三 災害時石油供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

（災害時石油ガス供給連携計画を作成する地域）

第二十六条の六 法第十四条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
第一地域	北海道
第二地域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
第三地域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
第四地域	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県
第五地域	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
第六地域	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
第七地域	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
第八地域	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
第九地域	沖縄県

（特定石油ガス輸入業者等の要件等）

第二十六条の七 法第十四条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、二十トンとする。

2 法第十四条第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 次のイ、ロ又はハのいずれかに該当すること。
- イ 石油ガス基準準備蓄量がおおむね五万トン以上の石油ガス輸入業者であること。
- ロ 年間おおむね五万トン以上の石油ガスを販売している石油販売業者（石油ガスの販売を行う事業を行う者に限る。ハにおいて同じ。）であること。
- ハ イ又はロに該当する者と資本関係、人的関係等を有する石油販売業者であつて、第二十六条の六の表に定める地域に石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場を設置している石油販売業者であること。

二 我が国における災害の発生により第二十六条の六の表に定める地域への石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において当該地域への石油ガスの安定的な供給の確保に資する見込みが十分にあると認められること。

（災害時石油ガス供給連携計画の届出）

第二十六条の八 法第十四条第四項前段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による特定石油ガス輸入業者等の指定に係る告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の四による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

2 法第十四条第四項後段の規定による災害時石油ガス供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の五による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

（災害時石油ガス供給連携計画の記載事項）

第二十六条の九 法第十四条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

二 災害時石油ガス供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

第四章 石油輸入業の登録等

第一節 石油輸入業の登録

（登録の申請）

第二十七条 法第十七条第一項の規定により法第十六条の登録を受けようとする者は、様式八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十七条第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、経済産業大臣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により登録申請者（法人である場合にあつては、その役員（同法第十四条第一項に規定する役員をいう。以下同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができなるときは、当該申請者に対し、当該申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 様式第九により作成した登録申請者の履歴書

二 法人である場合においては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

三 法第六条第一項の規定による石油の保有に必要と認められる施設を権原に基づいて利用できるところを証する書面

四 貯蔵施設の位置及び付近の状況を示す図面

3 法第十七条第二項に規定する法第十九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面は、様式第十により作成しなければならない。

（変更登録）

第二十八条 法第二十条第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

第二十九条 法第二十条第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式十二による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、石油輸入業者が個人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、第二十七条第二項ただし書の規定によるものとする。

一 石油輸入業者が法人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 第二十七条第二項第二号に掲げる書類

二 石油輸入業者が法人であり、かつ、法第十七条第一項第二号に掲げる事項に変更があつたとき 第二十七条第二項第一号及び第二号に掲げる書類及び法第十七条第二項に規定する法第十九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

第三十条 法第二十一条に規定する廃止の届出をしようとする者は、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
 (公告の方法)

第三十一条 法第二十四条第一項の規定による所在不明者の公告は、官報によるものとする。
第二節 石油精製業等の届出

(石油精製業の届出)

第三十二条 法第二十六条第一項の規定により石油精製業の開始の届出をしようとする者は、様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十六条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、事業開始予定時期とする。

3 第一項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 次の事項を記載した事業計画書
- イ 石油製品の生産計画
- ロ 石油の販売計画
- ハ 所要資金の額及び調達方法
- ニ 石油精製業の収支見積り
- ホ 石油製品の生産又は石油の販売を他に委託し、又は他から受託する場合にあつては、その計画

- 二 製造場ごとの図面並びに石油製品の生産及び石油の貯蔵のための設備の明細及び配置図
- 三 現に行っている事業があるときは、その概要を説明した書類
- 四 法人にあつては、次の書類
- イ 定款
- ロ 役員の氏名及び経歴

ハ 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

4 法第二十六条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

5 法第二十六条第三項の規定により石油精製業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(石油販売業の届出)

第三十三条 法第二十七条第一項の規定により石油販売業の開始の届出をしようとする者は、様式第十七による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条第一項第五号の経済産業省令で定める要件は、地域の実情を踏まえ、給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件に該当することとする。

3 法第二十七条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 販売しようとする石油の種類
- 二 主たる仕入先
- 三 主たる販売施設の概要
- 四 特定石油販売業者にあつては、密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名
- 五 事業開始予定時期
- 六 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、災害が発生した場合において同号の営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先
- 七 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項
- 4 特定石油販売業者にあつては、第一項の届出書に次の書類を添付しなければならない。
 一 石油の販売計画

- 二 石油の貯蔵のための設備の明細及び配置図
- 三 石油精製業者と密接な関係を有することを証する書類
- 5 法第二十七条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十八による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- 6 法第二十七条第三項において準用する法第二十六条第三項の規定により石油販売業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(石油ガス輸入業の届出)

第三十四条 法第二十八条第一項の規定により石油ガス輸入業の開始の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十八条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、事業開始予定時期とする。

3 法第二十八条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 法第二十八条第三項において準用する法第二十六条第三項の規定により石油ガス輸入業の廃止の届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五章 国家備蓄石油

(国家備蓄石油の譲渡し及び貸付け)

第三十四条之二 法第三十一条の規定による国家備蓄石油の譲渡し及び貸付けは、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 入札による売却
- 二 随意契約による売却
- 三 交換による譲渡
- 四 その他経済産業大臣が定める方法

第六章 勸告等

(報告実施の告示)

第三十四条之三 経済産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、法第三十二条第一項の規定に基づく報告を求めるときは、その旨を告示するものとする。

2 経済産業大臣は、我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、法第三十二条第一項の規定に基づく報告を求めるときは、告示により、報告を求める者及び報告書の提出期限を明らかにした上で、様式第二十二の二、様式第二十二の三、様式第二十二の四、様式第二十二の五、様式第二十二の六、様式第二十二の七、様式第二十二の八、様式第二十二の九、様式第二十二の十又は様式第二十二の十一による報告書の提出を命ずるものとする。

3 経済産業大臣は、前二項の報告を求める必要がなくなつたと認めるときは、直ちに、その旨を告示するものとする。

(生産予定量等の報告)

第三十四条之四 石油業者(石油販売業者(特定石油販売業者を除く。))を除く。は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間において、次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる事項について、同表の第三欄に掲げる時期に、同表の第四欄に掲げる様式の報告書を提出しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
石油精製業者	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	翌週火曜日	様式第二十二の十一
		まで	

石油ガス輸入業者	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	翌週火曜日まで	様式第二十二の十二
	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況		様式第二十二の十三
石油輸入業者又は石油業者	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況		様式第二十二の十四
	毎週土曜日から土曜日までの石油輸入実績		様式第二十二の十五
特定石油販売業者又は石油輸入業者	毎週土曜日から土曜日までの石油輸入実績		様式第二十二の十六
	毎週土曜日の原油・石油ガス船積計画	翌週火曜日まで	様式第二十二の十七
石油輸入業者	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況		様式第二十二の十八
	毎週土曜日から土曜日までの石油輸入実績		様式第二十二の十九
石油輸入業者	毎週土曜日の原油・石油ガス船舶輸送状況		様式第二十二の二十
	毎週土曜日から土曜日までの石油輸入実績		

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定による告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間において、石油の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油業者に通知して、第一項の規定に基づく報告よりも詳細な報告をさせることができる。

3 前項の規定は、前条第二項の規定による告示をした場合に準用する。この場合において、「石油業者」とあるのは「石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するもの」と、「第一項の規定に基づく」とあるのは「前条第二項の規定に基づく」と読み替えるものとする。

(変更報告)

第三十四条の五 石油業者又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するものは、第三十四条の三又は前条の規定により提出した報告書の記載事項に変更があつたときは、速やかに、変更に係る事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

第七章 雑則

第七節 生産量等の届出

第三十五条 法第三十六条の規定による指定石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量の届出は、届出月の末日までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。

2 法第三十六条の経済産業省令で定める事項は、石油精製業者等にあつては第一号に掲げる事項、特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項、石油ガス輸入業者にあつては第三号に掲げる事項とする。

一 届出月の前月の、十五日及び末日（以下「測定日」という。）における石油（石油ガスを除く。以下この項において同じ。）保有量及び平均石油保有量（各測定日及び当該測定日の直前の測定日における石油保有量を合計した数量を二で除して得られる数量をいう。以下同じ。）

二 届出月の前月の測定日における石油の貯蔵施設の貯蔵能力及び貯蔵量その他の施設の能力に関する事項

三 届出月の前月の測定日における石油ガス保有量及び平均石油ガス保有量（各測定日及び当該測定日の直前の測定日における石油ガス保有量を合計した数量を二で除して得られる数量をいう。以下同じ。）その他の備蓄状況に関する事項

3 前項に掲げる事項の届出は、届出月の末日までに、様式第二十三による届出書を提出してしなければならない。

(石油輸入業者に係る承継の届出)

第三十六条 法第三十七条第二項の規定により石油輸入業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二十四による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の事業の全部を譲り受けて石油輸入業者の地位を承継したものにあつては、様式第二十五による書面及び事業の全部の譲り渡しがあつたことを証する書面

二 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第二十六による書面及び戸籍謄本

三 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第二十七による書面及び戸籍謄本

四 法第三十七条第一項の規定により合併によつて石油輸入業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十七条第一項の規定により分割によつて石油輸入業者の地位を承継した法人にあつては、様式第二十八による書面及びその法人の登記事項証明書

六 石油輸入業者の地位を承継した者（地位を承継した者が法人である場合においてはその法人及びその法人の役員を含む。）が法第十九条第一項第二号から第六号までに該当しないことを誓約する書面

2 前項第六号に規定する法第十九条第一項第二号から第六号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第十号により作成しなければならない。
（技術的読替え等）

第三十七条 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した者（第二項に規定するものを除く。）に関する法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「その月（以下この項において「届出月」という。）の」とあるのは「届出月の前月の第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「並びに届出月の前月の当該承継の日前におけるその者及び譲渡人、被相続人、合併により消滅した法人又は分割をした法人たる石油輸入業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

2 法第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した者のうち当該承継の日前に第一項の規定の適用については、同項中「その月（以下この項において「届出月」という。）の」とあるのは「届出月の前月の第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「及び届出月の前月の当該承継の日前における譲渡人、被相続人又は合併により消滅した法人たる石油輸入業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

第三十八条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定めるものは、第七条第一号又は第四号に該当するものとする。
（石油精製業者に係る承継の届出）

第三十九条 法第三十八条第二項の規定により石油精製業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二十九号による届出書に次の書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の事業の全部を譲り受けて石油精製業者の地位を承継したものにあっては、様式第三十号による書面及び事業の全部の譲り渡しがあつたことを証する書面

二 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第三十一号による書面及び戸籍謄本

三 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第三十二号による書面及び戸籍謄本

四 法第三十八条第一項の規定により合併によつて石油精製業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第三十八条第一項の規定により分割によつて石油精製業者の地位を承継した法人にあつては、様式第三十三号による書面及びその法人の登記事項証明書

（技術的読替え等）

第四十条 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した者（第二項に規定するものを除く。）に関する法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「その月（以下この項において「届出月」という。）の」とあるのは「届出月の前月の第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「並びに届出月の前月の当該承継の日前におけるその者及び譲渡人、被相続人、合併により消滅した法人又は分割をした法人たる石油精製業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

2 法第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した者のうち当該承継の日前に第一項の規定の適用については、同項中「その月（以下この項において「届出月」という。）の」とあるのは「届出月の前月の第三十八条第一項の規定により石油精製業者の地位を承継した日以後における」と、「を経済産業大臣」とあるのは「及び届出月の前月の当該承継の日前における譲渡人、被相続人又は合併により消滅した法人たる石油精製業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

（準用）

第四十一条 前三条については特定石油販売業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十八条	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	第一号	第二号
第三十九条	法第三十八条第二項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第二項
第三十九条	法第三十八条第二項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第二項
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	様式第三十	様式第三十五
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	様式第三十一	様式第三十六
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	様式第三十二	様式第三十七
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	様式第三十三	様式第三十八
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	様式第三十九	様式第三十九
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	様式第三十	様式第四十
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	様式第三十一	様式第四十一
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	様式第三十二	様式第四十二
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条	法第三十八条第一項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第一項

2 前二条については石油ガス輸入業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

様式第三十三	様式第四十三
第四十条	法第三十八條第五項において準用する法第三十八條第一項
法第五條第一項	法第十條第一項
第三十八條第一項	第三十八條第五項において準用する第三十八條第一項

(帳簿の記載)

- 第四十二条** 法第三十九条の規定による帳簿の記載は石油精製業者等にあつては、毎月の測定日における石油保有量及び平均石油保有量が明らかになるようにしなければならない。
- 2 法第三十九条の帳簿は、石油精製業者等の主たる事業場に備えなければならない。
- 3 前二項の規定は、石油ガス輸入業者に準用する。この場合において、前二項中「石油精製業者等」とあるのは「石油ガス輸入業者」と、第一項中「石油保有量」とあるのは「石油ガス保有量」と、「平均石油保有量」とあるのは「平均石油ガス保有量」と読み替えるものとする。
- 4 法第三十九条の帳簿は、閉鎖の日から半年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

- 第四十三条** 前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十九条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(立入検査の身分証明書)

- 第四十四条** 法第四十条第三項に規定する証明書は、様式第四十四によるものとする。

第四十五条 削除

(単位期間等)

- 第四十六条** 法第四十二条第二項の単位期間は、三月十一日から九月十日までの期間及び九月十一日から三月十日までの期間とする。ただし、七月十一日から九月十日までの期間又は一月十一日から三月十日までの期間になされた貸付けに係る第一回目の単位期間は、当該貸付けの日から三月十日までの期間又は九月十日までの期間とすることができる。

- 2 法第四十二条第二項の規定により利子補給金の額を計算する場合は、当該単位期間における貸付残高の存する日数に一日当たりの利子補給率(同項の規定により、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める年当たりの利子補給率を三百六十五で除して得られる率とする。)を乗じてするものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

- 第四十七条** 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)の提出又は次項で定める電磁的方法をもつて行うことができる。

- 一 第九条第三項の申請書及び第二十二條第三項の申請書
- 二 第十三條(第二十六條において準用する場合を含む。)の申出書
- 三 第十四條第一項(第二十六條において準用する場合を含む。)の申請書
- 四 第十六條第一項(第二十六條において準用する場合を含む。)の申出書
- 五 第十七條第一項(第二十六條において準用する場合を含む。)の届出書
- 六 第十八條第一項(第二十六條において準用する場合を含む。)の届出書
- 七 第二十七條第一項の申請書
- 八 第二十八條の申請書
- 九 第二十九條の届出書
- 十 第三十條の届出書
- 十一 第三十二條第一項の届出書及び同条第三項の添付書類(同項第二号及び第四号イに掲げる書類を除く。)

- 十二 第三十二條第四項の届出書
- 十三 第三十二條第五項の届出書
- 十四 第三十三條第一項の届出書及び同条第四項第一号に掲げる添付書類
- 十五 第三十三條第五項の届出書
- 十六 第三十三條第六項の届出書
- 十七 第三十四條第一項の届出書
- 十八 第三十四條第三項の届出書
- 十九 第三十四條第四項の届出書
- 二十 第三十六條第一項の届出書
- 二十一 第三十九條の届出書
- 二十二 第四十一條第一項において読み替えて準用される第三十九條の届出書
- 二十三 第四十一條第二項において読み替えて準用される第三十九條の届出書

- 2 前項の電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

- 第四十八条** 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

- 一 法第五條第一項及び法第三十六條の規定による経済産業大臣への石油基準準備蓄量等の届出をしようとする石油精製業者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油基準準備蓄量及び指定石油製品生産量等実績届出様式に記録すべき事項
- 二 法第五條第一項及び法第三十六條の規定による経済産業大臣への石油基準準備蓄量等の届出をしようとする特定石油販売業者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油基準準備蓄量及び石油販売量等実績届出様式に記録すべき事項
- 三 法第五條第一項及び法第三十六條の規定による経済産業大臣への石油基準準備蓄量等の届出をしようとする石油輸入業者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油基準準備蓄量及び石油輸入量等実績届出様式に記録すべき事項
- 四 法第十條第一項及び法第三十六條の規定による経済産業大臣への石油ガス基準準備蓄量等の届出をしようとする石油ガス輸入業者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス基準準備蓄量及び石油ガス輸入量等実績届出様式に記録すべき事項
- 五 法第二十一條の規定による経済産業大臣への石油輸入業の廃止の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油輸入業廃止届出様式に記録すべき事項
- 六 法第二十六條第三項の規定による経済産業大臣への石油精製業の廃止の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油精製業廃止届出様式に記録すべき事項
- 七 法第二十八條第一項の規定による経済産業大臣への石油ガス輸入業の開始の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス輸入業開始届出様式に記録すべき事項
- 八 法第二十八條第二項の規定による経済産業大臣への石油ガス輸入業の変更の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス輸入業変更届出様式に記録すべき事項

九 法第二十八条第三項の規定による経済産業大臣への石油ガス輸入業の廃止の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス輸入業廃止届出様式に記録すべき事項

十 法第三十六条の規定による経済産業大臣への備蓄状況の届出をしようとする石油精製業者等 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油備蓄状況届出様式に記録すべき事項

十一 法第三十六条の規定による経済産業大臣への備蓄状況の届出をしようとする石油ガス輸入業者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な石油ガス備蓄状況届出様式に記録すべき事項

十二 法第三十二条第一項の規定により経済産業大臣に必要な情報の報告をしようとする石油業者(石油販売業者(特定石油販売業者を除く。))を除く。 第一項の経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な報告様式に記録すべき事項

附 則

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和五十一年度における石油備蓄目標の策定に関する第六条の規定の適用については、同条中「毎年度、四月三十日」及び「当該年度の四月三十日」とあるのは、「昭和五十一年六月三十日」とする。

附 則 (昭和五十二年二月一〇日通商産業省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年二月一日通商産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年二月一四日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年二月一四日通商産業省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年六月二九日通商産業省令第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和五十六年度における石油ガスに係る石油備蓄目標の策定に関する第六条の規定の適用については、同条中「毎年度、四月三十日」及び「当該年度の四月三十日」とあるのは、「昭和五十六年九月三十日」とする。

2 昭和五十五年の我が国の石油ガスの輸入量の算定に関する第十九条の六の規定の適用については、同条第二号を「二 昭和五十四年における各石油ガス輸入業者の石油ガスの輸入量に三百六十五分の五を乗じて得た数量を合計した数量」とする。

附 則 (昭和五十七年三月一三日通商産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月一四日通商産業省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月一四日通商産業省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月一四日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年二月一三日通商産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一〇月二八日通商産業省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年二月一三日通商産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年二月二二日通商産業省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年二月一三日通商産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月八日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年二月一三日通商産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月二九日通商産業省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年二月一四日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年二月一五日通商産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年二月一四日通商産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月三一日通商産業省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 平成五年の石油ガスの輸入量等の届出に関する第十九条の三の規定の適用については、同条第二項第一号ロ及びハ中「控除した数量」とあるのは、「控除した数量に、二分の一を乗じて得られる数量」とする。

2 平成五年の我が国の石油ガスの輸入量の算定方法に関する第十九条の六の規定の適用については、同条第五号中「数量」とあるのは、「数量に二分の一を乗じて得られる数量」とする。

附 則 (平成七年一〇月三一日通商産業省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成八年四月一日)から施行する。ただし、第八条、第九条、第十条、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の五、第二十一条及び第二十一条の二並びに附則第二条の規定は、平成八年二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成八年二月に届け出なければならない石油ガス以外の石油の生産量等又は石油ガスの輸入量等についての改正後の石油備蓄法施行規則第八条及び第十九条の三の規定の適用については、これらの規定中「前月」とあるのは、「直前の十二箇月」とする。

附 則 (平成九年三月二六日通商産業省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年九月一九日通商産業省令第一八六号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二九日通商産業省令第九九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附則（平成二十三年二月二日経済産業省令第二二九号）

この省令は、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十四年一月一日）から施行する。

附則（平成二十四年四月二四日経済産業省令第七七号）

この省令は、平成十四年四月二十六日から施行する。

附則（平成二十五年二月三日経済産業省令第九号）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附則（平成二十五年三月一九日経済産業省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年三月三一日経済産業省令第四〇号）

この省令は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附則（平成二十五年三月三一日経済産業省令第四二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年三月二六日経済産業省令第三六号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第三号の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成二十八年四月二八日経済産業省令第六三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一九年二月二八日経済産業省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年七月六日経済産業省令第五二二号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二十四年一〇月三一日経済産業省令第八一〇号）

この省令は、災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、第三十五条の改正規定中「第一号に掲げる事項、」の下に「特定石油精製業者等にあつては第二号に掲げる事項、」を加える部分及び「第二号」を「第三号」に改める部分並びに同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に第二号を加える改正規定は平成二十五年一月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月二三日経済産業省令第二七号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十九年二月四日経済産業省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年十二月三十一日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年二月二八日経済産業省令第六三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1 (第8条、第21条、第35条関係) (平13経産令229・全改、平14経産令36・平24経産令61・平26経産令88・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

基準備蓄量等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第5条第1項 (第10条第1項) 及び第36条の規定により、基準備蓄量等を別紙のとおり届け出ます。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 別紙は石油精製業者にあっては第1表の様式、特定石油販売業者にあっては第2表の様式、石油輸入業者にあっては第3表の様式、石油ガス輸入業者にあっては第4表の様式によること。
- 3 第37条第1項及び第40条第1項 (第41条において準用する場合を含む。) に規定する者は、前月の当該承継の日以後におけるその者に係る事項並びに前月の当該承継の日前におけるその者及び被承継人に係る事項を区分して、それぞれ該当する様式に記載し、第37条第2項及び第40条第2項 (第41条において準用する場合を含む。) に規定する者は、前月の当該承継の日以後におけるその者に係る事項及び前月の当該承継の日前における被承継人に係る事項を区分して、それぞれ該当する様式に記載すること。

第1表

指定石油製品生産量等実績及び基準備蓄量

年 月 実績
単位：キロリットル

(1) 指定石油製品の生産関係	指定石油製品合計	
① 指定石油製品の生産量		/
② 国産原油から製造した指定石油製品の数量		
③ 購入原料油から製造した指定石油製品の数量		
④ 自家燃用等として消費した指定石油製品の数量		
⑤ 輸出处指定石油製品の生産量		
⑥ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の生産量 (副生分を除く)		
⑦ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の消費量 (指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)		
⑧ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の生産量 (副生分を除く)		
⑨ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の消費量 (指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)		
⑩ 指定石油製品等以外の物品の製造工程において副生された指定石油製品の数量		
⑪ ① - (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩)		
(2) 購入した特定生産製品の販売関係	指定石油製品合計	
⑫ 特定生産販売等量		/
⑬ ⑫のうち国産原油から製造された指定石油製品の数量		

⑭	⑭のうち輸出向け指定石油製品の販売量	
⑮	⑮のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	
⑯	⑯のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)	
⑰	⑰のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	
⑱	⑱のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)	
⑲	⑲のうち購入原料油から製造された指定石油製品の数量	
⑳	⑳- (㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖)	
㉑ 特定生産製品の販売関係		指定石油製品合計
㉒	生産販売先販売等量	
㉓	㉓のうち国産原油から製造した指定石油製品の数量	
㉔	㉔のうち輸出向け指定石油製品の販売量	
㉕	㉕のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)	
㉖	㉖のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)	
㉗	㉗のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)	
㉘	㉘のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)	
㉙	㉙のうち購入原料油から製造した指定石油製品の数量	

㉑	㉑- (㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘)				
㉒ 指定石油製品の輸入関係		揮発油 (灯油、ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	
㉓	指定石油製品の輸入量				
㉔	特定石油製品の輸入量				
㉕	潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)				
㉖	潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)				
㉗	石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)				
㉘	石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)				
㉙	㉙- (㉚+㉛+㉜+㉝+㉞)				
㉚ 購入した特定輸入製品の販売関係		揮発油 (灯油、ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	
㉛	特定輸入販売等量				
㉜	㉜のうち特定石油製品の数量				
㉝	㉝のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)				
㉞	㉞のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)				
㉟	㉟のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)				
㊱	㊱のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)				

⑬	⑬ - (⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰ + ⑱)							
(6) 特定輸入製品の販売関係		揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む)	軽油	重油			
⑭ 輸入販売先販売等量								
⑮ ⑭のうち特定石油製品の数量								
⑯ ⑭のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量(副生分を除く)								
⑰ ⑭のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量(副生分を除く)								
⑱ ⑭のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量(副生分を除く)								
⑲ ⑭のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量(副生分を除く)								
⑳ ⑳ - (㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔ + ㉕)								
(7) 輸入原油の販売関係								原油
㉑ 自己輸入原油の販売量								
㉒ 自己輸入原油の精製用以外の自家使用量								
㉓ 石油精製業者等向け精製用原油の販売量								
㉔ 潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量								
㉕ 潤滑油等製造原料用原油の使用量								
㉖ 石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量(販売先の生産工程で使用されなかった副生分を除く)								
㉗ 石油化学製品製造原料用原油の使用量(指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く)								

㉘	㉘ + ㉙ - (㉚ + ㉛ + ㉜ + ㉝ + ㉞ + ㉟)							
(8) 基準備蓄量の算定等		指定石油製品合計	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む)	軽油	重油	原油	
㉚ 直前12箇月の義務対象生産量×70								
㉛ 直前12箇月の義務対象特定生産販売等量×15								
㉜ 直前12箇月の義務対象生産販売先販売等量×15								
㉝ 直前12箇月の義務対象製品輸入量×70								
㉞ 直前12箇月の義務対象特定輸入販売等量×15								
㉟ 直前12箇月の義務対象輸入販売先販売等量×15								
㊱ 直前12箇月の義務対象原油販売使用量×70								
㊲ (㉚ + ㉛ - ㉜) + (㉝ + ㉞ - ㉟) + 直前12箇月の日数								
㊳ 第8条第2項第6号に掲げる事項								
㊴ 基準備蓄量								
㊵ 指定石油製品輸入関係の原油代替換算方式								

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 ㉚から㉛までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号イからイまでに掲げる数量を、㉜から㉝までの欄にはそれぞれ同項第2号イからイまでに掲げる数量を、㉞から㉟までの欄にはそれぞれ同項第6号イからイまでに掲げる数量を、㊱から㊲までの欄にはそれぞれ同項第5号イからイまでに掲げる数量を、㊳から㊴までの欄にはそれぞれ同項第3号イからイまでに掲げる数量を、㊵から㊶までの欄にはそれぞれ同項第7号イからイまでに掲げる数量を、㊷の欄には第9条第1項第1号に基づく数量を、㊸の欄には同項第2号に基づく数量を、㊹の欄には同項第6号に基づく数量を、㊺の欄には同項第5号に基づく数量を、㊻の欄には同項第3号に基づく数量を、㊼の欄には同項第7号に基づく数量を、㊽の欄には同項第4号に基づく数量を、㊾の欄には第8条第2項第9号に掲げる数量を、㊿の欄には第8条第2項第10号に掲げる方式を記載すること。

第2表

石油販売量等実績及び基準備蓄量

年 月 実績
単位：キロリットル

(1) 指定石油製品の委託精製関係	指定石油製品合計	
① 委託精製に係る指定石油製品の数量		/
② 国産原油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量		
③ 購入原料油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量		
④ 委託精製に係る自家燃用等として消費した指定石油製品の数量		
⑤ 委託精製に係る輸出向け指定石油製品の数量		
⑥ 委託精製に係る潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の数量（副生分を除く）		
⑦ 委託精製に係る潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）		
⑧ 委託精製に係る石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の数量（副生分を除く）		
⑨ 委託精製に係る石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）		
⑩ 指定石油製品等以外の物品の製造工程において副生された指定石油製品の数量		
⑪ ①－②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩		

(2) 購入した特定生産製品の販売関係	指定石油製品合計					
⑫ 特定生産販売等量		/				
⑬ ⑬のうち国産原油から製造された指定石油製品の数量						
⑭ ⑬のうち輸出向け指定石油製品の販売量						
⑮ ⑬のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）						
⑯ ⑬のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の 使用量（副生分を除く）						
⑰ ⑬のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）						
⑱ ⑬のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（副生分を除く）						
⑲ ⑬のうち購入原料油から製造された指定石油製品の数量						
⑳ ⑱－⑲＋⑲＋⑲						
(3) 指定石油製品の輸入関係	揮発油		灯油（ジエット燃料油を含む）	油	軽油	重油
㉑ 指定石油製品の輸入量						
㉒ 特定石油製品の輸入量						
㉓ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）						
㉔ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の 使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）						
㉕ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）						

③	石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/	/
④	① - (② + ③ + ④ + ⑤)						
(4)	購入した特定輸入製品の販売関係	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む)	軽油	重油		
⑥	特定輸入販売等量	/	/	/	/	/	/
⑦	⑥のうち特定石油製品の数量	/	/	/	/	/	/
⑧	⑥のうち潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）	/	/	/	/	/	/
⑨	⑥のうち潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（副生分を除く）	/	/	/	/	/	/
⑩	⑥のうち石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）	/	/	/	/	/	/
⑪	⑥のうち石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（副生分を除く）	/	/	/	/	/	/
⑫	⑥ - (⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪)						
(5)	輸入原油の販売関係						原油
⑬	自己輸入原油の販売量	/	/	/	/	/	/
⑭	自己輸入原油の精製用以外の自家使用量	/	/	/	/	/	/
⑮	石油精製業者等向け精製用原油の販売量	/	/	/	/	/	/
⑯	潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量	/	/	/	/	/	/
⑰	潤滑油等製造原料用原油の使用量	/	/	/	/	/	/
⑱	石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量（販売先の生産工場で使用されなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/	/

①	石油化学製品製造原料用原油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/	/
②	③ + ④ - (⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧)						
(6)	基準備蓄量の算定等	指定石油製品合計	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む)	軽油	重油	原油
⑩	直前12箇月の義務対象委託生産量×70	/	/	/	/	/	/
⑪	直前12箇月の義務対象特定生産販売等量×15	/	/	/	/	/	/
⑫	直前12箇月の義務対象製品輸入量×70	/	/	/	/	/	/
⑬	直前12箇月の義務対象特定輸入販売等量×15	/	/	/	/	/	/
⑭	直前12箇月の義務対象原油販売使用量×70	/	/	/	/	/	/
⑮	(⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭) ÷ 直前12箇月の日数						
⑯	第8条第2項第8号に掲げる事項						
⑰	基準備蓄量						
⑱	指定石油製品輸入関係の原油代替換算方式						

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 ②から⑮までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号イからイまでに掲げる数量を、⑯から⑱までの欄にはそれぞれ同項第2号イからイまでに掲げる数量を、⑳から㉑までの欄にはそれぞれ同項第5号イからイまでに掲げる数量を、㉒から㉓までの欄にはそれぞれ同項第3号イからイまでに掲げる数量を、㉔から㉕までの欄にはそれぞれ同項第4号イからイまでに掲げる数量を、㉖の欄には第9条第1項第1号に基づく数量を、㉗の欄には同項第2号に基づく数量を、㉘の欄には同項第5号に基づく数量を、㉙の欄には同項第3号に基づく数量を、㉚の欄には同項第4号に基づく数量を、㉛の欄には第8条第2項第9号に掲げる数量を、㉜の欄には第8条第2項第10号に掲げる方式を記載すること。

第3表

石油輸入量等実績及び基準備蓄量

年 月 実績
単位：キロリットル

(1) 指定石油製品の委託精製関係	指定石油製品合計
① 委託精製に係る指定石油製品の数量	/
② 国産原油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量	
③ 購入原油を原料とする委託精製に係る指定石油製品の数量	
④ 委託精製に係る自家燃用等として消費した指定石油製品の数量	
⑤ 委託精製に係る輸出向け指定石油製品の数量	
⑥ 委託精製に係る潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の数量（副生分を除く）	
⑦ 委託精製に係る潤滑油等製造原料用指定石油製品の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	
⑧ 委託精製に係る石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の数量（副生分を除く）	
⑨ 委託精製に係る石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	
⑩ 指定石油製品等以外の物品の製造工程において副生された指定石油製品の数量	
⑪ ①－②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩	

② 指定石油製品の輸入関係	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む)	軽油	重油	原油
	③ 指定石油製品の輸入量	/	/	/	
④ 特定石油製品の輸入量	/	/	/	/	/
⑤ 潤滑油等製造業者向け原料用指定石油製品の販売量（副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑥ 潤滑油等製造原料用指定石油製品の製造用原料として使用しなかった副生分を除く	/	/	/	/	/
⑦ 石油化学製品製造業者向け原料用ナフサ、灯油及び軽油の販売量（副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑧ 石油化学製品製造原料用ナフサ、灯油及び軽油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑨ ③－④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧	/	/	/	/	/
③ 輸入原油の販売関係					
⑩ 自己輸入原油の販売量	/	/	/	/	/
⑪ 自己輸入原油の精製用以外の自家使用量	/	/	/	/	/
⑫ 石油精製業者等向け精製用原油の販売量	/	/	/	/	/
⑬ 潤滑油等製造業者向け原料用原油の販売量	/	/	/	/	/
⑭ 潤滑油等製造原料用原油の使用量	/	/	/	/	/
⑮ 石油化学製品製造業者向け原料用原油の販売量（販売先の生産工程で使用されなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑯ 石油化学製品製造原料用原油の使用量（指定石油製品製造用原料として使用しなかった副生分を除く）	/	/	/	/	/
⑰ ⑩＋⑪－⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯	/	/	/	/	/

(4) 基準備蓄量の算定等	指定石油製品合計	揮発油	灯油 (ジエツト燃料油を含む。)	軽油	重油	原油
㉑ 直前12箇月の義務対象委託生産量×70						
㉒ 直前12箇月の義務対象製品輸入量×70						
㉓ 直前12箇月の義務対象原油販売使用量×70						
㉔ ㉑、㉒、㉓ ÷ 直前12箇月の日数						
㉕ 第8条第2項第6号に掲げる事項						
㉖ 基準備蓄量						
㉗ 指定石油製品輸入関係の原油代替換算方式						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 ㉑から㉔までの欄にはそれぞれ第8条第2項第1号イからイまでに掲げる数量を、㉕から㉖までの欄にはそれぞれ同項第5号イからイまでに掲げる数量を、㉗から㉘までの欄には同項第4号イからイまでに掲げる数量を、㉙の欄には第9条第1項第1号に基づく数量を、㉚の欄には同項第5号に基づく数量を、㉛の欄には同項第4号に基づく数量を、㉜の欄には第8条第2項第9号に掲げる数量を、㉝の欄には第8条第2項第10号に掲げる方式を記載すること。

第4表

石油ガス輸入量等実績及び基準備蓄量

年 月 実績
単位：トン

(1) 石油ガスの輸入関係	数 量
① 石油ガスの輸入量	
② 輸送向け輸入石油ガスの数量	
③ 石油化学製品製造原料用輸入石油ガスの販売量	
④ 石油化学製品製造原料用輸入石油ガスの使用量	
⑤ ①－(②+③+④)	
(2) 基準備蓄量の算定	数 量
⑥ 直前12箇月の義務対象石油ガス輸入量×40÷直前12箇月の日数	
⑦ 第21条第2項第2号に掲げる事項	
⑧ 基準備蓄量	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 ②から④までの欄にはそれぞれ第21条第2項第1号イからイまでに掲げる数量を、⑧の欄には同項第3号に掲げる数量を記載すること。

様式第2（第9条、第22条関係）（平13経産令220・全改、令元経産令17・令2経産令92、一部改正）

基準備蓄量の変更に関する認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第9条第3項（第22条第3項）の規定に基づき、基準備蓄量を変更したいので、次のとおり申請します。

- 1 基準備蓄量の変更を希望する理由
- 2 基準備蓄量の変更を希望する期間

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第13条関係）（平13経産令220・全改、令元経産令17・令2経産令92、一部改正）

基準備蓄量減少申出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

年 月の基準備蓄量について石油の備蓄の確保等に関する法律第7条第1項（第11条第2項において準用する第7条第1項）の規定による減少を希望するので、次のとおり申し出ます。

- 1 基準備蓄量の減少を希望する数量及び期間

減少前の基準備蓄量	
基準備蓄量の減少を希望する数量	
減少後の基準備蓄量	
基準備蓄量の減少を希望する期間	

- 2 基準備蓄量の減少を希望する理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4 (第14条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

基準備蓄量の減少の承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

年 月の基準備蓄量の減少について石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第1項(第11条第2項において準用する第8条第1項)の承認を受けたいので、次とおり申請します。

1 基準備蓄量を減少しようとする数量、期間等

減少前の基準備蓄量	
基準備蓄量を減少しようとする数量	
減少後の基準備蓄量	
当該基準備蓄量の減少に伴い基準備蓄量を増加することとなる石油精製業者等若しくは石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名及び増加することとなる数量	
基準備蓄量を減少しようとする期間	

2 基準備蓄量を減少しようとする理由

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 基準備蓄量を増加することとなる石油精製業者等又は石油ガス輸入業者が二以上ある場合にあつては、「当該基準備蓄量の減少に伴い基準備蓄量を増加することとなる石油精製業者等若しくは石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名及び増加することとなる数量」の欄には、各石油精製業者等若しくは石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名及びそれぞれが増加することとなる数量を記載すること。

様式第5 (第16条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

取引関係の確認申出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所
商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所
上記の者の代表者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項(第11条第2項において準用する第8条第2項)の確認を受けたいので、次とおり申し出ます。

各石油精製業者等又は石油ガス輸入業者の商号、名称又は氏名	
各石油精製業者等又は石油ガス輸入業者の間の取引関係	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6 (第17条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

取引関係の変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏名
(法人にあつては、その代表者の氏名)
住 所
商号、名称
氏名
(法人にあつては、その代表者の氏名)
上記の者の代表者 商号、名称
氏名
(法人にあつては、その代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項(第11条第2項において準用する第9条第2項)の規定による確認事項を変更したので、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第17条第1項(第26条において準用する第17条第1項)の規定により届け出ます。

確認年月日	
確認通知文書の番号	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 代表者は、第16条(第26条において準用する場合を含む。)に規定する届出書に記載した代表者とする。

様式第7 (第18条関係) (平13経産令229・全改、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

確認の申出の取下げ届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏名
(法人にあつては、その代表者の氏名)
住 所
商号、名称
氏名
(法人にあつては、その代表者の氏名)
上記の者の代表者 商号、名称
氏名
(法人にあつては、その代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項(第11条第2項において準用する第8条第2項)の規定による確認を受けていないこととしたので、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第18条第1項(第26条において準用する第18条第1項)の規定により届け出ます。

確認年月日	
確認通知文書の番号	
確認を受けている各石油精製業者等又は各石油ガス輸入業者の番号、名称又は氏名	
確認を受けていないこととする予定年月日	
確認を受けていないこととする理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 代表者は、第16条(第26条において準用する場合を含む。)に規定する届出書に記載した代表者とする。

様式第7の2（第26条の4関係）（平24経産令61・追加、令元経産令17・一部改正）
災害時石油供給連携計画届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名 印
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所
届出者 商号、名称
氏 名 印
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第13条第4項の規定により、災害時石油供給連携計画を届け出ます。

1 本届出書の計画が対象とする地域

区分	
区域	

例) 第26条の2の表に掲げられる区分及び地域を記載すること。

2 経済産業省との連絡に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合における経済産業省との連絡を行う担当者

特定石油精製業者等の名称等	担当責任者の役職	電話番号

例) 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

例) 特定石油精製業者等が組織する団体の担当者も経済産業省との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

3 特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

(1) 共同体前構築に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油精製業者等が集合する場所

名称	住所
	(郵便番号) 電話番号 ()
	(郵便番号) 電話番号 ()

例) 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

例) 集合する場所の施設が災害により損壊した時の予備の集合場所を想定している場合は、予備の集合する場所を二つ目の欄に記載すること。

○上記の場所に集合する各特定石油精製業者等の担当者

特定石油精製業者等の名称等	担当者の役職	電話番号

例) 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

例) 連絡調整のため特定石油精製業者等が組織する団体の担当者も上記の場所に集合することとする場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

(2) 情報共有に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油精製業者等が情報交換を行う事項

・石油の貯蔵施設の被災状況等に関して具体的に情報交換を行う事項

・石油の貯蔵施設における入出荷量及び在庫量等に関して具体的に情報交換を行う事項

例) 特定石油精製業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

例) 情報交換の手順について記載した資料を添付すること。

- ③ 経済産業省より被災地等への石油の供給要請を受けた場合における特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項
 - ・災害対策基本法（昭和36年法律第213号）に基づき、政府・地方公共団体等の公的機関がその必要性及び緊急性等について判断した上で、経済産業省を通じて、被災地等の需要家への石油の供給要請があった場合における特定石油精製業者等相互の連絡の方法

- ④ 災害対策基本法に基づき、政府・地方公共団体等の公的機関がその必要性及び緊急性等について判断した上で、経済産業省を通じて、被災地等の需要家への石油の供給要請があった場合における特定石油精製業者等相互の連絡の詳細な手順について記載した資料を添付すること。

4 特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する事項

- 法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油精製業者等が共同利用を行う石油の貯蔵施設

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
		(郵便番号) 電話番号 ()
		(郵便番号) 電話番号 ()
		(郵便番号) 電話番号 ()
		(郵便番号) 電話番号 ()

- ① 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。
- ② 共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

5 特定石油精製業者等による石油の輸送に係る協力に関する事項

- 法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油精製業者等が行う石油の輸送に係る協力

- ① 石油の輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

6 本届出書の計画が対象とする地域内の地方自治体等との情報共有

- 本届出書の計画が対象とする地域内の地方自治体等との情報共有

- ① 情報共有の状況を記載した資料を添付すること。

7 国家備蓄石油を保有する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
		(郵便番号) 電話番号 ()
貯蔵量		
油種 ()		キロリットル
油種 ()		キロリットル
油種 ()		キロリットル
油種 ()		キロリットル

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
		(郵便番号) 電話番号 ()
貯蔵量		
油種 ()		キロリットル
油種 ()		キロリットル
油種 ()		キロリットル
油種 ()		キロリットル

8 本届出書の計画を実施するための訓練に関する事項

- ・本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期

- ・本届出書の計画の実施訓練の実施内容

例) 実施訓練の詳細な内容を記載した資料を添付すること。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 2 各項目について、権が不足する場合は、必要に応じて権を追加して、記載すること。
- 3 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

様式第7の3 (第26条の4関係) (平24経産令81・追加、令元経産令17の一部改正)
災害時石油供給連携計画変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名 印
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所
届出者 商号、名称
氏 名 印
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第13条第4項の規定による災害時石油供給連携計画を変更したので、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第26条の4第2項の規定により届け出ます。

計画が対象とする地域の区分	
計画が対象とする地域の区域	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 2 変更事項の欄には、様式第7の2の各事項のうち、変更する事項を記載すること。
- 3 必要に応じて、変更事項に関する資料を添付すること。

様式第7の3 (第26条の4関係)

様式第7の4(第26条の8関係) (平24経産令61・追加、令元経産令17・一部改正)
災害時石油ガス供給連携計画届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名 印
(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所
届出者 商号、名称
氏 名 印
(法人にあっては、代表者の氏名)

法第14条第4項の規定により、別添のとおり、災害時石油ガス供給連携計画を届け出ます。

1. 石油ガス輸入業者

1 本届出書の計画が対象とする地域

区分	
地域	

但 第26条の6の表に掲げられるいずれかの地域を記載すること。

2 特定石油ガス輸入業者等の相互の連絡に関する事項

(1) 連絡体制構築に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等の連絡体制に関する事項

特定石油ガス輸入業者等の名称	担当責任者の名称(役職)	電話番号

但 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

但 特定石油ガス輸入業者等が組織する団体の担当者も経済産業省との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

(2) 情報共有に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行う事項

--

但 特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

但 情報交換の手順について記載した資料を添付すること。

3 特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの貯蔵施設の共同利用に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が共同利用を行う石油ガスの貯蔵施設

共同利用を行う石油ガスの貯蔵施設

特定石油ガス輸入業者等の名称	石油ガスの貯蔵施設の名称	住所
		(郵便番号)) 電話番号 ()
		(郵便番号)) 電話番号 ()
		(郵便番号)) 電話番号 ()
		(郵便番号)) 電話番号 ()

但 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

但 共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

4 特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの輸送に係る協力に関する事項

○法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が行う石油ガスの輸送に係る協力

--

但 石油ガスの輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

5 特定石油ガス輸入業者等の地域の防災協定などへの参画状況

--

- 6 本届出書の計画を実施するための訓練に関する事項
- ・本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期

--

- ・本届出書の計画の実施訓練の実施内容

--

例 実施訓練の詳細な内容を記載した資料を添付すること。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。
- 3 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

II. 石油ガス販売事業者

- 1 本届出書の計画が対象とする地域

区分	
地域	

例 第26条の6の表に掲げられるいずれかの地域を記載すること。

- 2 特定石油ガス輸入業者等の相互の連絡に関する事項

(I) 連絡体制構築に関する事項

- 法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等の連絡体制に関する事項

特定石油ガス輸入業者等の名称	担当責任者の名称 (役職)	電話番号

例 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

例 特定石油ガス輸入業者等が組織する団体の担当者も経済産業省との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末掲の欄に記載すること。

(II) 情報共有に関する事項

- 法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行う事項

--

例 特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

例 情報交換の手順について記載した資料を添付すること。

- 3 特定石油ガス輸入業者等による石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場の共同利用に関する事項

- 法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が共同利用を行う石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場共同利用を行う石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場

特定石油ガス輸入業者等の名称	石油ガス容器に石油ガスを充填する事業場の名称	住所
		(郵便番号)
		電話番号 ()
		(郵便番号)
		電話番号 ()
		(郵便番号)
		電話番号 ()
		(郵便番号 123-0056)
		電話番号 ()

例 災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

例 共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

- 4 特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの輸送に係る協力に関する事項

- 法第33条第1項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が行う石油ガスの輸送に係る協力

--

例 石油の輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

- 5 特定石油ガス輸入業者等の地域の防災協定などへの参画状況

--

6 本届出書の計画を実施するための訓練に関する事項
 ・本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期

--

・本届出書の計画の実施訓練の実施内容

--

併 実施訓練の詳細な内容を記載した資料を添付すること。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。
 3 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

様式第7の5（第26条の8関係）

様式第7の5（第26条の8関係）（平24経産令81・追加、令元経産令17の一部改正）
 災害時石油ガス供給連携計画変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
 氏 名 印
 （法人にあっては、代表者の氏名）
 住 所
 届出者 商号、名称
 氏 名 印
 （法人にあっては、代表者の氏名）
 住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第14条第4項の規定による災害時石油ガス供給連携計画を変更したので、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第26条の8第2項の規定により届け出ます。

計画が対象とする地域の区分	
計画が対象とする地域の区域	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 変更事項の欄には、様式第7の4の各事項のうち、変更する事項を記載すること。
 3 必要に応じて、変更事項に関する資料を添付すること。

	電話番号（ ） —		
--	-----------	--	--

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第 3 面の次に添付すること。

様式第 9 (第 27 条関係) (平 13 経産令 229・全改、令元経産令 17・令 2 経産令 92・一部改正)
 登録申請者の履歴書

氏名			
現住所	(郵便番号)	電話番号 () —	
役職名等	生年月日	年 月 日 (満 歳)	
職 期 間	内	容	
歴			
賞 罰	年月日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
	年 月 日	氏名	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 「登録申請者」とは、第 27 条第 2 項第 1 号に規定する登録申請者をいう。
 3 「職歴」には、石油輸入業に係る職歴を全て記載すること。(当該石油輸入業に係る登録番号もあわせて記載すること。)
 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

様式第10 (第27条、第36条関係) (平13経産令229・令改、平24経産令81・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

誓 約 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

当社及び石油の備蓄の確保等に関する法律第17条第1項第2号に規定する役員は、石油の備蓄の確保等に関する法律第19条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 個人である場合においては、「当社及び石油の備蓄の確保等に関する法律第17条第1項第2号に規定する役員は」を「私は」に改めて使用すること。
3 第36条第2項の規定により作成する場合は、「第19条第1項各号」を「第19条第1項第2号から第6号まで」に改めて使用すること。

様式第11 (第28条関係) (平13経産令229・令改、平24経産令81・令元経産令17・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
登録番号	

石油輸入業変更登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第20条第1項の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更予定年月日	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 ×印の項は、記載しないこと。
3 変更事項の欄には、法律第17条第1項第4号又は第5号のうち、変更する事項を記載すること。

様式第12 (第29条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令81・令元経産令1・令元経産令17
・令2経産令92・一部改正)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
登録番号	

石油輸入業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第20条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ×印の項は、記載しないこと。
3 変更事項の欄には、法律17条第1項第1号から第3号までのうち、変更した事項を記載すること。

様式第13 (第30条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令81・令元経産令1・令元経産令17
・令2経産令92・一部改正)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

石油輸入業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油輸入業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第21条の規定により届け出ます。

登録番号	
廃止年月日	
廃止の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第14（第32条関係）（平13経産令229・改正、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令99
一部改正）

（第1面）

石油精製業開始届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
任 所

石油精製業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第26
条第1項の規定により届け出ます。

1 主たる事務所の所在地		(郵便番号)	電話番号() -
2 製造場の所在地並びに製造場ごとの特定設備の種類及び処理能力			
製 造 場	名 称	所在地	(郵便番号) 電話番号() -
	特定設備の種類及び処理能力		
製 造 場	名 称	所在地	(郵便番号) 電話番号() -
	特定設備の種類及び処理能力		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 「特定設備の種類及び処理能力」の欄には、特定設備1基ごとに記載すること。
3 特定設備の処理能力は、1日の処理能力をキロリットル単位で表し、括弧書きでバレル換算値を併記すること。
4 製造場が3以上ある場合には、この様式の例により作成した書面に記載して、第1面の次に添付すること。

（第2面）

3 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地			
製造場の名称	所 在 地	電話番号() -	
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力			
製造場の名称	所 在 地	電話番号() -	
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力			
4 事業開始予定時期			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

様式第15 (第32条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令99
・一部改正)

石油精製業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第2項の規定により、次のとおり届け
出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 変更事項の欄には、法第26条第1項第1号から第6号までのうち、変
更する事項を記載すること。
3 法第26条第1項第3号から第5号までに規定する事項を変更する場
合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。
4 「製造場の所在地」、「特定設備の種類及び処理能力」又は「石油の種
類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更
の明細を記した書面を添付すること。

様式第16 (第32条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令99
・一部改正)

石油精製業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油精製業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第3項の
規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止の理由	

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第17 (第33条関係) (平13経産令229・全改、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令99
一部改正) (第1面)

(特定) 石油販売業開始届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

(特定) 石油販売業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定により、届け出ます。

1	主たる事務所の所在地	(郵便番号) 電話番号 () -
2	営業所の所在地	
	名 称	所 在 地
		(郵便番号) 電話番号 () -
		(郵便番号) 電話番号 () -
		(郵便番号) 電話番号 () -

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第1面の次に添付すること。

(第2面)

3	主たる販売施設の概要
	営業所の名称
	貯蔵施設・計量器 (可搬式も含む。)
	(油 種) (タンク総容量) (タンク基数) 計量器数

a	揮発油	KL	基	基
b	灯 油	KL	基	基
c	軽 油	KL	基	基
d		KL	基	基
e		KL	基	基
	営業所の名称			
	貯蔵施設・計量器 (可搬式も含む。)			
	(油 種) (タンク総容量) (タンク基数) 計量器数			
a	揮発油	KL	基	基
b	灯 油	KL	基	基
c	軽 油	KL	基	基
d		KL	基	基
e		KL	基	基
4	主たる仕入先			
5	販売しようとする石油の種類			
6	事業開始予定時期			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 「主たる販売施設の概要」は営業所ごとに記載すること。
3 「主たる販売施設の概要」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

(第3面)

(特定) 石油販売業者のみ記載

7	密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名
8	石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地
	名 称 所在地 電話番号 () -
	石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力
	名 称 所在地 電話番号 () -
	石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第 3 面の次に添付すること。

(第 4 面)

(法第 27 条第 1 項第 5 号の石油販売業者のみ記載)

9 営業所の給油設備の規模	
営業所の名称	
給油設備のレーン数	
給油設備に用いる自家発電機の容量	K V A
営業所の名称	
給油設備のレーン数	
給油設備に用いる自家発電機の容量	K V A
10 災害が発生した場合における営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先	
営業所の名称	
電話番号その他の連絡先	
営業所の名称	
電話番号その他の連絡先	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第 4 面の次に添付すること。
 3 「電話番号その他の連絡先」欄には、電話番号、電子メールアドレス等の事項を複数記載すること。

(第 5 面)

(法第 27 条第 1 項第 5 号の石油販売業者で、指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーを有している場合のみ記載)

11 営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

営業所の名称	
タンクローリーの数	台
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル (リットル × 室)
設置場所	
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル (リットル × 室)
設置場所	
営業所の名称	
タンクローリーの数	台
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル (リットル × 室)
設置場所	
指定石油製品の種類	
最大容量	リットル (リットル × 室)
設置場所	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 「営業所」、「タンクローリー」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第 5 面の次に添付すること。

様式第18(第33条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令99
・一部改正)

(特定) 石油販売業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け
出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	
変更の理由	
設備の処分に関する 事項	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 変更事項の欄には、法律第27条第1項第1号から第6号までのうち、変
更する事項を記載すること。
3 法律第27条第1項第3号から第5号に規定する事項を変更する場合は、
「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。
4 「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石
油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当
該変更の明細を記した書面を添付すること。
5 「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合
に限り記載すること。

様式第19(第33条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令99
・一部改正)

(特定) 石油販売業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

(特定) 石油販売業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条
第3項において準用する第26条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止の理由	
設備の処分に関する 事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第20(第34条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令99
・一部改正)

石油ガス輸入業開始届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油ガス輸入業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律
第28条第1項の規定により、届け出ます。

1 主たる事務所の所在地	(郵便番号) 電話番号 () -
2 石油ガスの種類ごとの 貯蔵施設の貯蔵能力及び 所在地	
3 事業開始予定年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第21(第34条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令99
・一部改正)

石油ガス輸入業変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第28条第2項の規定により、次のとおり届け
出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	
変更の理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 変更事項の欄には、法律第28条第1項第1号から第5号までのうち、変
更する事項を記載すること。
3 法律第28条第1項第3号及び第4号に規定する事項を変更する場合は、
「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。

様式第22(第34条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92
・一部改正)

石油ガス輸入業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所

石油ガス輸入業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第28条第3項において準用する第26条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第22の2(第34条の3関係) (平20経産令61・追加、令元経産令17・一部改正)
石油精製業者等の原油所及び油種所管理状況

企業名	
事業所名	
作業者の職名	
作業者の氏名	
電話番号	

報告対象年月日	年 月 日
提出日	年 月 日

1. 出荷設備管理状況

① 管渠・動力	検査状況※1	復旧状況※2	備考
管渠 (自家発電)			
電源 (系統)			
動力 (ボンプ等)			
② 受入設備	検査状況	復旧状況	備考
海上受入			
貨車受入			
タンクローリー受入			

③油種別タンク・出荷設備						
油種	貯蔵施設	タンクローリー				備考
		出荷	トランスアウト	搬上出荷	貨車出荷	
原油	鹿児島県白身	鹿児島県白身	鹿児島県白身	鹿児島県白身	鹿児島県白身	
自動車用高級						
自動車用5級						
ガソリン						
灯油						
軽油						
ジェット燃料						
A規格						
B規格						
低硫黄A重油						
高硫黄A重油						

2. 生産設備状況

生産設備	備考
常圧蒸留装置	（注）「注」に該当（二次装置等）の状況、復旧見込及び備品生産への具体的影響を記載する
復旧見込※1	復旧見込※2

※1：「復旧」欄：0→被災なし通常稼働、1→一部被災（一部施設利用不可）、2→全機等完全利用不可、3→停電（物産無）、4→安全点検中、5→欠欠（延滞中）、6→常圧蒸留装置は異常無いが二次装置以降が被災の高稼働止（2：生産設備被災状況のみで使用する）、8→不明（確認中）、9→再考しない設備・装置

※2：「復旧見込」欄：稼働再開見込日を記載すること。復旧の見込が定ないものは「09」と記載すること。一部復旧や部分稼働のある復旧の場合は備考欄にその旨を記載すること。

様式第22の4 (第34条の3関係) ・第5表 (平24経産令61・追加、令元経産令1・一部改正)
石油精製業者等の製油所及び油槽所等石油出荷量 (船舶)

企業名	
作成者の職名	
作成者の氏名	
電話番号	

報告対象年月日	年 月 日
提出日	年 月 日

①転送

船舶情報	出港	積地	到着	揚地	製品・油種別輸送量 (KL)									半製品・油種別輸送量 (KL)					
					自動車用高級ガソリン	自動車用並級ガソリン	ジェット燃料A規格	ジェット燃料B規格	灯油	軽油	低硫黄A重油	高硫黄A重油	低硫黄B+C重油	高硫黄B+C重油	粗ガソリン	粗灯油	粗軽油	粗A重油	装置原料

②販売 (需要家向け海上出荷実績)

船舶情報		出港		積地	
船名	船型	(年月日)	企業名	基地名	基地名

揚地		製品・油種別輸送量 (KL)									
企業名	基地名	自動車用高級ガソリン	自動車用並級ガソリン	ジェット燃料A規格	ジェット燃料B規格	灯油	軽油	低硫黄A重油	高硫黄A重油	低硫黄B+C重油	高硫黄B+C重油

様式第22の5 (第34条の3関係) 第1表 (平24経産令61・追加)
石油精製業者の営業所概況

企業名	作成者の職名及び氏名	報告対象年月日	営業所名	所在地	特種原油の貯蔵状況 (年産換率等)	原油の可否 (可の場合は、産油地等)	備考
	T E L		(計画課、初込課、土庫、自家発電機等)	(可の場合は、産油地等)	(: : ~)	(: : ~)	

年 月 日 時

様式第22の6（第34条の3関係）

様式第22の5（第34条の3関係）第2表
（石油販売業者の報告書）
（石油販売業者の報告書）

地域	地域の営業所の営業状況	地域の営業所数	給油可能営業所数	年 月 日 時	
				年	月
団体名 T E L 報告対象年月日					

様式第22の6（第34条の3関係）
（石油販売業者の報告書）
石油販売業者の営業所在庫状況

営業所名	所在地	消費ごとの在庫量		年 月 日 時
		(油・種)	(在庫量)	
		a. 軽油 b. 重油 c. 灯油 d. 軽油 e. 重油 f.	K1 K2 K3 K4 K5 K6	
		a. 軽油 b. 重油 c. 灯油 d. 軽油 e. 重油 f.	K1 K2 K3 K4 K5 K6	
企業名 T E L 報告対象年月日				

様式第22の7 (第34条の3関係) (平20経産省令1・通知)
石油販売業者の営業所入出荷状況

企業名	行政者の職名及び氏名	TEL	報告対象年月日	年	月	日	時
営業所名		所在地		(注) 単位 a. 高級揮発油 b. 高級揮発油 c. 灯油 d. 軽油 e. 重油 f.		(注) 単位 (入荷量) KI (出荷量) KI (仕付量) KI	

様式第22の8 (第34条の3関係) (平24経産省令81・通知、令元経産令1・一部改正)
営業所の配達・在庫等状況 (石油精製業者等向け)

企業名	
事業所名	
作成者の職名	
作成者の氏名	
電話番号	

報告対象年月日	年	月	日
提出日	年	月	日

(単位:kl)

給油所名	住所			運営会社名	特・販	特約店名	情報登録	営業可否	前日配達実績				当日配達予定				在庫数量										
	都道府県	市区町村							自動車用 高級ガソリン	自動車用 並級ガソリン	灯油	軽油	自動車用 高級ガソリン	自動車用 並級ガソリン	灯油	軽油	自動車用 高級ガソリン	自動車用 並級ガソリン	灯油	軽油							

(注) 1 特約店名については、3者店の場合のみ記載。
2 在庫数量については、必要に応じて記載。

様式第22の9(第34条の3関係)(石油輸入業者) 石油ガス輸入基地等調査状況

会社名又は団体名		提出日	月	日
事業所名				
提出者所属部署				
提出担当者名				
提出担当 者電話番号				

1. 輸入基地設備調査状況

①電源・動力※3	被災※1	復旧状況	備考
電源(自発電)	※2		
電源(系統)			
動力(ボンプ等)			
②受入設備	被災※1	復旧状況	備考
海上受入	※2		
ローリー受入			

③油種別タンク・出荷設備						備考
タンク	ローリー出荷	ボンプ出荷	海上出荷			
被災※1	被災※1	被災※1	被災※1	被災※1	被災※1	
※2	※2	※2	※2	※2	※2	
フロベン						
フタン						

2. 健康等・人員等調査状況

健康等・人員	備考：(被災した健康増進の人員の被災状況や復旧状況、出荷への具体的影響を入力してください)
健康等 設備名	
人員	担当

※1：「被災」欄…0→被災なし通常設備、1→一部被災(一部施設利用不可)、2→全壊等完全利用不可、3→不明(設備無し)、4→安全点検中、5→点検(整備中)、6→不明(設備中)、7→持ちしなない設備・装置

※2：「復旧状況」欄…設備再開予定日を入力してください、復旧の見込みが立たないものは「99」を入力してください。

※3：1. の調査源は輸入基地の状況把握するものである為、二次基地であっても電源及び動力は生産装置のものではなく、輸送基地と出荷設備に関するものであるものとします。

注) 石油ガス輸入業者が組織する団体が当該報告をするときは、石油ガス輸入業者すべての被災状況及び復旧状況(1次基地、本社等)をまとめて資料を添付すること。

様式第22の10（第34条の3関係）

様式第22の10（第34条の3関係）（石油ガス等）
石油ガスを燃焼に石油ガスを燃焼する事業場等被災状況

提出日 月 日

会社名	
充焼等名	
提出者所属部署	
提出担当者名	
提出担当者電話番号	

1. 充焼所設備被災状況

①電源・動力※3	被災※1	復旧状況	備考
電源（自発電）	※2		
電源（系統）			
充電機等			

②受入設備	被災※1	復旧状況	備考
ローリー受入	※2		

③油種別タンク・出荷設備			
タンク	ローリー出荷	ポンプ出荷	備考

	被災※1	復旧状況	被災※1	復旧状況	被災※1	復旧状況
プロパン	※2					
ブタン						

2. 燃焼等、人員被災状況

燃焼等、人員	備考：（被災した燃焼等及び人員の被災状況や復旧状況、出荷への具体的影響を入力してください）
燃焼等 設備名	
人員 担当	

※1：「被災」欄-0→被災なし通常稼働、1→一部被災（一部稼働利用不可）、2→全稼働完全利用不可、
3→停電（勿論無し）、4→安全点検中、5→点検、
6→不明（確認中）、7→検査しない設備・装置
※2：「復旧状況」欄…設備再稼働日を入力してください。復旧の状況が立たないものは「99」を入力してください。
一部復旧を順復のある復旧の場合は備考欄にその旨を入力してください。

様式第22の11 (第34条の3関係) (字24継継第01・第01、第01、字24継継第1・一部改正)
石油が不保有設備等復旧状況

会社名又は団体名	
都道府県名	
提出者所属部署	
提出担当者名	
提出担当者電話番号	

提出日 月 日

○復旧設備復旧状況

備置設備種別	総置設数	復旧済数※1	復旧済数※2	備考
公共施設等				
病院				
工場等(大口)				
業務用				
架設用				

※1：「復旧済数」欄…0→復旧なし、1→一部復旧(一部設備使用不可)、2→全機等完全使用不可、3→増設(勿論無し)、4→安全点検中、5→火災(復旧中)、6→不明(確認中)
※2：「復旧済数」欄…総置設済日を入力してください。復旧済日が入らないものは「99」を入力してください。
一部復旧済日や復旧済日のある復旧済設備は備考欄にその旨を入力してください。
注) 石油が不保有設備等が自備する設備が当該報告をするときは、各都道府県毎に石油が不保有設備等復旧済及び復旧状況(の箇所、報告時期)をまとめた資料を添付すること。

様式第22の12 (第34条の4関係) (字24継継第01・第01、字24継継第1・一部改正)
原 油 ・ 石 油 が 不 保 有 設 備 計 画
(総置設数量単位 原油：バレル、石油ガス：t)

油 種 名	総置完了予定日		船積数量	船積名称	送 主	原 供 給 者	到着予定日		送 達 予 定 地
	年	月					年	月	

企 業 名	作成者の氏名	報告対象年月日	年 月 日	他
-------	--------	---------	-------	---

様式第 22 の 19 (第 34 条の 4 関係) (平24経産令81・追加、令元経産令1・一部改正)

石油需給予定量 (月分)

1. 原油(粗油、NGLを含む。)(単位:千kl)

月 初 在 庫	生 産	輸 入	販 通 込	酒				炭 酸 水 素		販 通 出	月 末 在 庫
				清酒	焼酎	酒類	その他	液化	その他		

2. 石油製品(単位:燃料油:千kl、%;石油ガス:千kl、%)

月 初 在 庫	生 産	輸 入	販 通 込	販 通 出	月 末 在 庫	保 税 輸 入	灯 油		軽 油		重 油 (千 k l)			燃料油計		石油ガス(千kl)		石油ガス計
							A	B・C	A	B・C	重油計	重油計	重油計	重油計	プロパン	ブタン	石油ガス計	

3. 半製品在庫(単位:千kl)

月 初 在 庫	粗 ガ ソ リ ン	粗 灯 油	粗 軽 油	粗 重 油	半 製 品 計

注: 前年同月実績
前年同月比(%) 今年度
前年同月実績
前年同月比(%) 今年度

4. 繰越分別月末在庫(単位:千kl)

B・C重油計		粗重油	
前年度	今年度	前年度	今年度

5. B・C重油繰越内訳(単位:千kl)

電 力 向	電 力 向

6. 特記事項(定修等)

企 業 名	作 成 者 の 職 名 及 び 氏 名	TEL
	報告対象年月日	年 月 日

様式第 22 の 19 (第 34 条の 4 関係)

様式第 22 の 20 (第 34 条の 4 関係) (平24経産令81・追加、令元経産令1・一部改正)

石油需給予定量

(単位:千kl)

輸 入	要 約 相 準 産 油 国		月 別		月 別		月 別		月 別		月 別	
	イ	ロ	10月	11月	10月	11月	10月	11月	10月	11月	10月	11月
イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ
ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ
ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ
ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ
ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

- (注) 1. 輸入については、相手国における輸入税額及びその上乗せ税額、予定を記入すること。
- 2. 石油需給予定量については、輸入税額、卸からの購入等を念ね、
- 3. 月末在庫については、製造所在庫、輸入業者在庫及び二次基地在庫の合計を記入すること。
- 4. 日本産原油には、石油の需量の確保等に関係する法律における石油ガス保有量の届出に準じた数量(輸入基地及び一部二次基地)及び記入すること。
- 5. 開帳日数、輸入予定量から基準需量を算出し、基準需量に対する保有量から求めること(概算可)。

企 業 名	作 成 者 の 職 名 及 び 氏 名	TEL
	報告対象年月日	年 月 日

様式第 22 の 20 (第 34 条の 4 関係)

様式第23（第35条関係）（平13経産令229・追加、平19経産令76・平24経産令81・令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

石油（石油ガス）備蓄状況等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第36条の規定により、石油（石油ガス）の備蓄の状況を別紙のとおり届け出ます。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 別紙は石油精製業者等（特定石油精製業者等を除く。）にあっては第1表及び第2表の様式、石油精製業者等（特定石油精製業者等に限り）にあっては第1表、第2表及び第5表の様式、石油ガス輸入業者にあっては第3表及び第4表の様式によること。

第1表

年月石油備蓄状況

測定日： 年 月15日 単位：キロリットル

	指定石油製品合計	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	原油
自己所有石油貯油量						
原油の指定石油製品への繰上						
石油保有量						
平均石油保有量						
その他						

測定日： 年 月末日 単位：キロリットル

	指定石油製品合計	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	原油
自己所有石油貯油量						
原油の指定石油製品への繰上						
石油保有量						
平均石油保有量						
その他						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 「自己所有石油貯油量」の欄には、石油備蓄契約（外国の政府若しくは関係機関又は外国の法人その他の外国の団体に對して石油を購入する権利を有する契約をいい、当該外国の政府と日本政府との間に、当該外国の緊急時において当該外国への当該契約に係る石油の移転に對して阻害措置をとらないという合意がなされているものに限る。以下同じ。）の對象として保有する石油がある場合にはその量を引いた数量を記載すること。
3 「指定石油製品合計」欄は、指定石油製品について基準備蓄量が存在するときのみ下記①～④の合計を記入すること。
①揮発油の保有量から当該月に保有すべき揮発油の量を引いた数量
②灯油の保有量から当該月に保有すべき灯油の量を引いた数量
③軽油の保有量から当該月に保有すべき軽油の量を引いた数量
④重油の保有量から当該月に保有すべき重油の量を引いた数量
4 「その他」の欄には、衛星軌法装置により算出した石油がある場合にはその数量、石油備蓄契約の對象として保有する石油がある場合にはその数量、基準備蓄量の変更時に保有条件を付した場合にはその保有条件への適否又は指定石油製品の輸入に係る備蓄を原油で保有した場合にその保有条件への適否をそれぞれ記載すること。

第2表

年 月末日の自己所有石油貯油量の内訳等

単位：キロリットル

(1) 自己所有石油の備蓄施設別内訳	揮発油	灯油 (灯油と燃料油を含む)	軽油	重油	原油
自己施設					
他者施設					
入港中船舶（外航）					
輸送中船舶（内航）					
その他					
合計（自己所有石油貯油量）					

(2) 自己所有石油の備蓄施設の名称、所在地、施設番号及び連絡先					
施設保有者名	施設名	所在地	施設番号	連絡先	備考

(3) 衛星航法装置により算入した石油							
船名	船舶数	カウンタ	位置	入港場所	入港時期	有効期間	検査機関名及び検査番号

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 衛星航法装置により算入する場合は、当該船舶が本邦内に位置することを確認した時点から入港するまでの位置、年月日及び時刻を衛星航法装置により連続して記録したものに、船長が署名又は記名したものを、法第29条に規定する帳簿とともに保存すること。

第3表

年 月石油ガス備蓄状況

測定日：年 月15日 単位：トン

	プロパン	ブタン	計
石油ガス保有量			
平均石油ガス保有量			
その他			

測定日：年 月末日 単位：トン

	プロパン	ブタン	計
石油ガス保有量			
平均石油ガス保有量			
その他			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 「石油ガス保有量」の欄には、石油備蓄契約（外国の政府若しくは関係機関又は外国の法人その他の外国の団体に対して石油ガスを購入する権利を与える契約をいい、当該外国の政府と日本国政府との間に、当該外国の緊急時において当該外国への当該契約に係る石油ガスの移転に対して阻害措置をとらないという合意がなされているものに限り、以下同じ。）の対象として保有する石油ガスがある場合にはその量を引いた数量を記載すること。
 3 「その他」の欄には、衛星航法装置により算入した石油ガスがある場合にはその数量、石油備蓄契約の対象として保有する石油ガスがある場合にはその数量をそれぞれ記載すること。

第4表

年 月末日の自己所有石油ガス貯油量の内訳等

単位：トン

(1) 自己所有石油ガスの備蓄施設別内訳	プロパン		ブタン		計	
	二次基地	一次基地	二次基地	一次基地	二次基地	一次基地
自己施設						
他者施設						
入港中船舶（外航）						
輸送中船舶（内航）						
その他						
合計（自己所有石油ガス貯油量）						

(2) 自己所有石油ガスの備蓄施設の名称、所在地、施設番号及び連絡先					
施設保有者名	施設名	所在地	施設番号	連絡先	備考

(3) 衛星航法装置により算入した石油ガス								
船名	船籍	数量(換尺)	カウンタ時刻	位置	入港場所	入港時期	有効期間	検査機関名及び検査番号

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 衛星航法装置により算入する場合は、当該船舶が本邦内に位置することを確認した時点から入港するまでの位置、年月日及び時刻を衛星航法装置により連続して記録したものに、船長が署名又は記名したものを、法第29条に規定する帳簿とともに保存すること。

第5表

1. 年 月末日の各事業所の自己所有石油貯蔵量の内訳等

単位：キロリットル

貯蔵事業所		貯蔵量								
運営会社名	事業所名	ガソリン	ジェット燃料油	灯油	軽油	A重油	粗ガソリン	粗灯油	粗軽油	粗重油

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 貯蔵量の欄には届出者が所有するガソリン、ジェット燃料油、灯油、A重油、粗ガソリン、粗灯油、粗軽油及び粗重油を保管する全ての事業所についてそれぞれ記載すること。

3 製品の定義は経済産業省生産動態統計調査又は石油製品需給動態統計調査に準ずるものとする。

第5表

2. 年 月末日の各事業所の自己所有石油貯蔵能力

(1) 貯蔵能力 (油槽所)

運営会社名	事業所名	所在地	ガソリン			ジェット燃料油			灯油			軽油			A重油			
			タンク容量 (kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)	タンク容量 (kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)	タンク容量 (kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)	タンク容量 (kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)
						0												
		計																
		計																
		計																
		計																
		計																

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 「タンク容量」の欄には消防許可容量を記載すること。
 3 「基数」の欄には休止中のものも含めた事業所で保有する全てのタンクの基数を記載すること。
 4 「休」の欄には休止中のタンク数を記載すること。
 5 「貯蔵能力」の欄には「タンク容量」に対して、「基数」から「休」を控除した値を乗じた数値を記載すること。

第5表

2. 年 月末日の各事業所の自己所有石油貯蔵量の内訳等

(2) 貯蔵能力 (製油所)

運営会社名	事業所名	所在地	ガソリン			ジェット			灯油			軽油			A重油			
			タンク容量 (kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)	タンク容量 (kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)	タンク容量 (kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)	タンク容量 (kl)	基数	休	貯蔵能力 (kl)
						0												
		計																
		計																
		計																
		計																
		計																
		計																

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 「タンク容量」の欄には消防許可容量を記載すること。
 3 「基数」の欄には休止中のものも含めた事業所で保有する全てのタンクの基数を記載すること。
 4 「休」の欄には休止中のタンク数を記載すること。
 5 「貯蔵能力」の欄には「タンク容量」に対して、「基数」から「休」を控除した値を乗じた数値を記載すること。

第5表

3. 年月末の各事業所の所属タンクローリー数

単位：台

貯蔵事業所		所属タンクローリー																		
運営会社名	事業所名	白物用						黒物用						ジェット燃料油用						
		10kL超	14kL超	16kL超	20kL超	24kL超	26kL超	14kL超	16kL超	18kL超	20kL超	24kL超	26kL超	28kL超	14kL超	16kL超	20kL超	24kL超	26kL超	28kL超

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 「白物用」の欄にはガソリン、灯油、軽油輸送用、「黒物用」の欄にはA重油輸送用、「ジェット燃料油用」の欄にはジェット燃料油輸送用の所属タンクローリーの台数について記載すること。

第5表

4. タンクローリー出荷設備能力

貯蔵事業所		ローリー出荷設備（レーン数）							
運営会社	事業所名	白油			ジェット燃料油		黒油		
		総車線数	うち20kL超	うち10kL未満	総車線数	うち20kL超	総車線数	うち20kL超	うち10kL未満

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 各欄には前年度3月末時点におけるレーン数を記載すること。

第5表

5. 各事業所の棧橋能力

貯蔵事業所		港湾水深 (m)	棧橋①			棧橋②			棧橋③			棧橋④						
運営会社名	事業所名		受出	着積可能 船型	出荷可能 油種	ポンプ能力 (kl/h)	受出	着積可能 船型	出荷可能 油種	ポンプ能力 (kl/h)	受出	着積可能 船型	出荷可能 油種	ポンプ能力 (kl/h)	受出	着積可能 船型	出荷可能 油種	ポンプ能力 (kl/h)

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 各欄には前年度3月末時点における能力を記載すること。
3 事業所に棧橋が5か所以上ある場合は、2行以上を用いて記載すること。
4 「港湾水深」欄については、棧橋ごとに水深が異なる場合はそれぞれ記入してください。(例…①25m、②40m)
5 「受出」欄には、受入専用であれば「受」、出荷専用であれば「出」、受け出し可能であれば「受出」の別で記載すること。
6 「出荷可能油種」欄には、可能な油種を以下の略号にしたがって記載すること。
ガソリン・灯油・軽油：白、A重油・C重油：黒、ジェット燃料油：ジ
(記入例) ガソリン、灯油、軽油、ジェットのいずれも出荷可能な棧橋→白ジ
ガソリン、灯油、軽油、ジェット、A重油のいずれも出荷可能な棧橋→白黒ジ

第5表

6. 各事業所のタンク車入出荷能力及びドラム缶出荷能力

貯蔵事業所		貨車受入能力		貨車出荷能力		ドラム缶出荷能力 (l/h)					
運営会社	事業所名	受入ピット数	片側/両側	出荷ピット数	片側/両側	自動車用高級 ガソリン	自動車用並級 ガソリン	ジェット燃料 油	灯油	軽油	A重油

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 各欄には前年度3月末時点における能力を記載すること。
3 「片側/両側」欄には片側の場合であれば「片」、両側の場合であれば「両」と記載すること。

様式第24(第36条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令1・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

石油輸入業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第37条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	
承継人の登録年月日及び登録番号	
被承継人の登録年月日及び登録番号	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ×印の項は、記載しないこと。

3 「承継人の登録年月日及び登録番号」及び「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第37条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第25(第36条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

石油輸入業者事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

譲り受けた者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

住 所

次のとおり、石油輸入業者の事業の全部の譲り渡しが事実であることを証明します。

譲り渡した者の登録年月日及び登録番号	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第26 (第36条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)
石油輸入業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名
住 所

次のとおり、石油輸入業を承継すべき相続人を選定することに同意したことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の登録年月日及び登録番号	
石油輸入業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 証明者は、石油輸入業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第27 (第36条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)
石油輸入業者相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名
住 所

次のとおり石油輸入業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の登録年月日及び登録番号	
石油輸入業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 証明者は、2人以上とすること。

様式第28 (第36条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

石油輸入業承継証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所

承 継 者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所

次のとおり分割によって石油輸入業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の登録年月日及び登録番号	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第29 (第39条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

石油精製業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第38条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第40条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第30(第39条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)
石油精製業者事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所
譲り受けた者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所

次のとおり、石油精製業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の届出年月日	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第31(第39条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)
石油精製業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名
住 所

次のとおり、石油精製業を承継すべき相続人を選定することに同意したことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油精製業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 証明者は、石油精製業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第32 (第39条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)
石油精製業者相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名
住 所

次のとおり石油精製業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油精製業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 証明者は、2人以上とすること。

様式第33 (第39条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)
石油精製業承継証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所
承 継 者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所

次のとおり分割によって石油精製業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の届出年月日	
承継の年月日	

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第34 (第41条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令99
・一部改正)

特定石油販売業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第38条第4項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第41条第1項において準用する第40条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第35 (第41条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令99・一部改正)

特定石油販売業者事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所
譲り受けた者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所

次のとおり、特定石油販売業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の届出年月日	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第36 (第41条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)
 特定石油販売業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名
住 所

次のとおり、特定石油販売業を承継すべき相続人を選定することに同意したことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
特定石油販売業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 証明者は、特定石油販売業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第37 (第41条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)
 特定石油販売業者相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名
住 所

次のとおり特定石油販売業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
特定石油販売業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 証明者は、2人以上とすること。

様式第38 (第41条関係) (平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92、一部改正)
 特定石油販売業承継証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称
 氏 名
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 住 所
 承 継 者 商号、名称
 氏 名
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 住 所

次のとおり分割によって特定石油販売業の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の届出年月日	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第39 (第41条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・令2経産令92
 ・一部改正)

石油ガス輸入業承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
 氏 名
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第38条第5項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継年月日	
被承継人の商号、名称又は氏名及び住所	
承継の原因	
被承継人に係る基準備蓄量	
承継前の承継人の基準備蓄量	
承継後の承継人の基準備蓄量	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 「承継前の承継人の基準備蓄量」の欄は、第42条第2項において準用する第40条第1項に規定する者に限り記載すること。

様式第40（第41条関係）（平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）
石油ガス輸入業者事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲り渡した者 商号、名称
氏 名
（法人にあつては、代表者の氏名）
住 所
譲り受けた者 商号、名称
氏 名
（法人にあつては、代表者の氏名）
住 所

次のとおり、石油ガス輸入業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の届出年月日	
譲渡しの年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第41（第41条関係）（平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）
石油ガス輸入業者選定同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名
住 所

次のとおり、石油ガス輸入業を承継すべき相続人を選定することに同意したことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油ガス輸入業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 証明者は、石油ガス輸入業者の地位を承継する者をして選定された者以外の相続人全員とする。

様式第42（第41条関係）（平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）
石油ガス輸入業者相続証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者の氏名
住 所

次のとおり石油ガス輸入業者について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の届出年月日	
石油ガス輸入業者の地位を承継した者の氏名及び住所	
相続開始の年月日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 証明者は、2人以上とすること。

様式第43（第41条関係）（平13経産令229・追加、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）
石油ガス輸入業承継証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

被承継者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所
承 継 者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

次のとおり分割によって石油ガス輸入業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の届出年月日	
承継の年月日	

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第44 (第44条関係) (平13経産令229・追加、平24経産令61・令元経産令17・一部改正)

表 面

	番 号
石油の備蓄の確保等に関する法律第40条第3項の規定による立入検査証	
	職名及び氏名
	年 月 日 生
	年 月 日 発行
	経済産業大臣 印

写
真

押印スタンプ

裏 面

石油の備蓄の確保等に関する法律抜粋

第40条 (略)

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、石油業者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第40条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

様式第44の10 (第45条の3関係) (平14経産令22・追加) 石油が不連続予定量

輸 入	契 約 用 手 原 産 国	10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		
		千トン	(%)	千トン	(%)	千トン	(%)	千トン	(%)	千トン	(%)	千トン	(%)	千トン	(%)	千トン	(%)	千トン	(%)	
① クラム契約分																				
② その他契約分																				
輸 入 計																				
石油備蓄確保																				
備 給 計																				
販 売 計																				
月末在庫																				
自給率確保																				
備蓄日数																				

(単位：千t)

- (注) 1. 輸入については、現時点におけるターミナル契約及びスポット契約船の実績、予定を記入すること。
2. 石油精製等には、ターミナル間の購買、卸からの購入等も含む。
3. 月末在庫には、原油所在量、輸入基地在庫及び二次基地在庫の合計を記入すること。
4. 自社保有量には、石油の備蓄の確保等に關する法律における石油ガス保有量の届出に準じた数量（輸入基地及び一部二次基地分）を記入すること。
5. 備蓄日数は、輸入予定量から基準備蓄量を算出し、基準備蓄量に対する保有量から求めること（計算可）。

全 業 名	「政府の原簿及び民間」報告対象年月日	平成	年	月	日